

会 議 録

会議名称		令和6年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会		
開催日時		令和6年(2024年)7月5日 開会 14:00 閉会 15:15		
開催場所		つくば市本庁舎防災会議室2・3		
事務局(担当課)		福祉部障害者地域支援室、地域包括支援課		
出席者	委員	椎名清和、漆川雄一郎、小川直宏、萩原直木、大脇富士子、江藤睦、塚本武志、武田真浩、山下広見、田邊佐貴子、長卓良		
	事務局	福祉部 : 根本部長 : 相澤次長 障害福祉課 : 岡田課長 障害者地域支援室 : 福田室長、片桐主任 地域包括支援課 : 相澤課長、市川係長、竹林主査 つくば市社会福祉協議会(つくば成年後見センター) : 河原井所長、猪瀬主査、村木主任、加藤主事		
欠席委員		武石佳宏		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
非公開の場合はその理由		傍聴者数 0人		
議題		会議次第のとおり		
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 報告事項 (1) 令和5年度事業報告 (2) 令和6年度事業計画 4 協議事項 第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における今後の取組等について 5 その他 6 閉会			

＜審議内容＞

1 開会

○事務局（市川係長）

それでは定刻となりましたので、令和6年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の方を開会させていただきたいと思います。本日はお忙しいなか当委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日、進行の方を進めさせていただきます福祉部の地域包括支援課の市川と申します。どうぞよろしくお願いたします。議事録の作成に当たりまして、発言内容の方を録音させていただきますので、あらかじめご了解をいただければと思います。それでは、会議の次第に従いまして進めさせていただきたいと思います。始めに、福祉部長の根本より本委員会開催に当たりましてご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○根本部長

福祉部長の根本と申します。本日は、令和6年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会にお集まりいただきありがとうございます。また皆様には、日頃から保健、医療、福祉分野はもとより、市政全般にご協力、ご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。つくば市では、認知症や知的障害・精神障害により、財産管理や日常生活に支障がある人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、令和3年度に第一期つくば市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、つくば成年後見センターをはじめ関係機関等と連携を図り、権利擁護支援に取り組んで参りました。本日の会議では、令和5年度の取組みについて報告させていただくと共に、令和6年度から令和8年度を対象とした第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の取組み等について、皆様より忌憚のないご意見、専門的なご助言をいただき、更なる権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（地域包括支援課・市川係長）

それでは、続きまして本日出席をしておりますつくば市の職員の方をご紹介させていただきます。

（事務局・つくば市職員、社会福祉協議会職員による自己紹介）

続きまして、椎名委員長よりご挨拶をよろしくお願いいたします。

○椎名委員長

ただいまご紹介いただきましたつくば国際大学の椎名です。委員長を務めて参りますけれども、あくまでも皆さん方からのご意見が大事な会議になりますので、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。いろんな状況の変化に対応しにくい方達がたくさんいらっしゃると思います。自分達がそうじゃないということでは全くありません。我々自身もいろんな変化に戸惑いながら適応しながら生活していると思います。そういった時にちょっとした手助けが必要な方たちのサポート、或いは寄り添うことができるといったことがすごく大事になると思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（市川係長）

ありがとうございました。事務局から会議の公開に関する連絡事項がございます。当運営委員会につきましては、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例により、この会議を一部公開とさせていただきたいと思っております。それでは、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要綱第5条第2項におきまして、委員長は委員会を代表し、会務を総理することとなっております。以後の委員会の議事進行につきましては、椎名委員長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

3 報告事項

○椎名委員長

それでは会議を始めていきたいと思っております。最初に出席委員の人数を確認したいと思っておりますが、ただいまの出席人数 11 名となります。武石委員から欠席の連絡が届いていますが、過半数に達しておりますので、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要綱第6条第3項に基づき、この会議が成立することをご報告いたします。それでは次第に沿って議事を進めて参ります。報告事項(1)令和5年度事業報告、(2)令和6年度事業計画について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（竹林主査）

地域包括支援課の竹林と申します。私の方から市の令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画について、資料の記載内容に補足があるところを中心にご説明させていただきます。資料1をご用意ください。資料1は、市の令和5年度事業計画となります。内容は記載の通りです。1ページ目、3、実績。

1、成年後見制度利用促進に向けた体制整備といたしまして、昨年度同様、皆様にご出席いただき、本委員会を3回、昨年度、皆様にご出席いただき本委員会を3回開催し、おかげさまで第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画を策定することができました。心より感謝申し上げます。本日、皆様のお席に本計画が内包された障害者プラン、高齢者福祉計画をご用意いたしましたのでお持ち帰りください。

3ページ目。6、成年後見制度等の普及啓発については、市、庁舎内や窓口センター、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター等に、成年後見制度等に関するポスターとパンフレットを設置しております。続いて、同じく3ページの5課題をご覧ください。身寄りが無い、親族と疎遠等、権利擁護が必要と思われる対象者に対し、判断能力が低下する前から、対象者の意思や置かれている状況を継続的に把握し、意思決定支援を行い、必要な制度やサービスを紹介する支援を行っていく必要があると考えております。また、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画や、当市の成年後見制度利用促進基本計画にも記載がありますように、後見人等の担い手の育成、活動の促進が必要であり、令和元年度開講しました第1期つくば市市民後見人養成講座修了生の活躍の場の検討も含め、市民後見人の育成、活用のあり方の再検討を行って参ります。続きまして、資料3をご覧ください。令和6年度事業計画について説明いたします。今年度は、1成年後見制度利用促進に向けた体制整備として、本委員会の開催等を行うとともに、つくば成年後見センターと関係機関との意見交換会を開催し、関係機関等との連携強化を図って参ります。また、2つくば市成年後見制度推進事業の委託、(1)中核機関業務の4番目、市民後見人養成及び支援業務をつくば成年後見センターと共に協力して実施します。以上で、市の令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画についての説明を終わらせていただきます。

○事務局（村木主任）

つくば市社会福祉協議会の村木と申します。つくば市社会福祉協議会の令和5年度事業計画と令和6年度事業計画についてご説明いたします。資料2の令和5年度の実績報告1ページの3総評についてご覧ください。本会では、つくば成年後見センターを設置し(1)中核機関業務のほか(2)法人後見を受託している点が特徴です。中核機関としてはチラシ配布、オンライン講座、Web動画など様々な媒体を活用した情報発信と講座の開催による広報活動を実施いたしました。7ページをご覧ください。広報活動の効果や社会的な関心の高まりを受けて、相談件数は昨年度実績を大きく上回っております。人口動態や、年代構成も相まって、今後も長期的に増加が見込まれています。相談支援体制の在り方をつくば市と継続して協議して参ります。14ページをご覧ください。(イ)です。法人後見業務は、法定後見の受任件数が通算15件となり、13件が受任中です。身上保護活動の一部見守りについて、市民後見人養成講座修了生の皆様に支援員としてご協力いただいております。コロナ禍では、施設入所者に対する本人面談が難しい状況にありましたが、現在ではコロナ前のように月1回実施できています。15ページをご覧ください。イの任意後見についてです。任意後見契約は現在3件です。今回の独自事業であるあんしん生活支援サービスも含めまして、県内外から市町村ならびに市町村社協から多くの問い合わせがあり、事業説明や意見交換を行いました。今後も要請がありましたら、積極的に本市の取り組みをPRして参ります。次に、資料4の事業計画です。4ページのエをご覧ください。特徴としては担い手の育成と確保を目的に、2回目の市民後見人養成講座を5年ぶりに開催します。今後の地域貢献の担い手として期待される地域住民の皆様と協働を深める機会としております。5ページのカをご覧ください。社会福祉協議会は、地域ネットワークの中核として自覚を持ち、地域貢献を支えて参ります。委員の皆様には、社会福祉協議会成年後見センターの業務に対し、変わらぬご指導とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○椎名委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問或いはご意見等お持ちの方いらっしゃいますか。では、小川委員お願いいたします。

○小川委員

リーガルサポートの小川です。質問ですが、資料2の社協さんの受託事業ですが、14ページが一番下、法人後見の主な活動例が書いてあって、下に件数の数字が書いてあると思いますが、この延件数は、活動した件数だと思いますが、本人、親族、関係機関、その他とありますが、具体的にどのようなことをされているのでしょうか。

○事務局（猪瀬主査）

つくば成年後見センターで法人後見担当の猪瀬と申します。法人後見につきましては、本人、親族、関係機関との調整について、主な活動例に書いてある通りなんですが、入所にあたっての相談、電話連絡調整も含めた件数となっています。その他は相続手続きといったところでは親族と電話連絡や訪問で話し合ったり調整したりといったことが出てきますので、メールのやりとりなども含めた件数が入っています。

○小川委員

ありがとうございます。続いてよろしいですか。電話も含めてということで、件数が多分増えていると思いますが、その関係機関に電話したり、実際にその訪問されたりっていうのは、専門員の方が5名とプラス支援員の方が何人ぐらいでやられているのか。実際は何人ぐらいで活動していらっしゃるのか。実働されているのか。

○事務局（猪瀬主査）

今現在は支援員の方5名いらっしゃいまして、5名のうち2件持っていらっしゃる方が1名。延べ件数13件のうち、6件が支援員の方で、月1回の訪問・面談等をお願いしています。その他のお金に関する業務、預貯金の払戻しや預入れといったものについては全部私どもの法人後見でやっています。

○小川委員

そうすると、受任ケースごとに、その人ごとに担当の支援員がついているというイメージで考えればよろしいかと思いますが、今回、この計画の部分、資料4

の4ページ下、市民後見人養成研修（第二期）を開催されるということで20名程度の受講者を想定されていると思いますが、修了された方に支援員として入っていただくと伺っていますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○事務局（河原井所長）

ご質問ありがとうございます。市民後見人養成講座研修が今度第二期ということで計画しております。第一期の卒業生の皆様は、法人後見のサポーターという意味合いが強かったのですが、第二期の養成目標としましては、単独での活動を目指すということで、そういった方々の養成を期待して目指していこうという話です。ただ、経験を積んでいただく必要がございますので、変わらず支援員さん継続して活動していただくという趣旨でございます。よろしくお願ひいたします。

○小川委員

ありがとうございます。最後にもう1ついいですか。そうすると、今、法人後見の件数が延べ13件ですか。任意後見もまだこれ発効していないと思いますが、そうすると今確かいっぱいだと伺っているので、この修了があるまでは、延ばしていく、受任件数を増やしていくということは考えてますか。

○事務局（河原井所長）

社会福祉協議会としては、受任の要請がございましたら、可能な限り受任していくという姿勢であります。ただ、役割分担は世の中全体の仕組みとして必要だと認識しております。例えば、現在法人で受任している中でも、比較的安定している方などは、もうすでに経験を積まれた市民後見人養成講座を修了した方に移行していくなどの考え方も当然必要だと思っております。そうしたことも踏まえて、適宜事例に適した後見人の在り方を模索していきたいと思っております。そうした中で、何でもかんでも社会福祉協議会が、というような流れではなくて、社会全体で受任していけるような仕組みを相談しながらやっていきたいと思っております。

○小川委員

ありがとうございます。我々も講師派遣等で精いっぱい協力させていただきます

すので、よろしくお願いいたします。

○椎名委員長

ありがとうございました。その他の委員の方、ご質問ありますか。

○塚本委員

資料1の2ページの真ん中より少し下なんですけど、市長申立て手続きというところで、精神障害者の場合、今まで保護者責任というのがありまして、なかなか私共が介入できない悲惨な事例もたくさんありました。最近、保護者責任というのを外して、なくしていくということが法律で決まった訳なんですけど。この市長が申立てを取り扱う条件というのは、これは精神障害の方なんですけど。

○椎名委員長

はい。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹林主査）

地域包括支援課では令和5年度、市長申立てを4件行っております。そちらの内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。こちらの4件は、いずれも高齢者の方々でした。4件中3件、類型から申し上げますと後見類型1件、保佐類型2件、補助類型1件となっております。受任者は4件中3件が社会福祉士、1件が弁護士となっております。いずれも70歳以上の高齢者の方で、認知症による判断能力の低下が認められたケースになっておりまして、精神障害の方は令和5年度の申立て件数は0です。以上になります。

○椎名委員長

令和5年度は0ということですね。その他、いかがでしょうか。では、山下委員よろしくお願いいたします。

○山下委員

つくばケアマネジャー連絡会、煌の山下です。資料2の8ページ（ウ）相談形態ですね。訪問が146件。（カ）対応の内訳として、電話と来所が一緒になって

報告されているので、この 146 件のうちの家庭訪問を 26 件と捉えていいのでしょうか。

○事務局（村木主任）

（ウ）の相談形態の訪問につきましては、施設や病院も含めた訪問の件数となっております。（カ）の対応の家庭訪問につきましてはご自宅に訪問した件数を載せております。

○山下委員

そうすると、146 件訪問したうちの 26 件訪問と捉えてよろしいでしょうか。

○事務局（つくば成年後見センター・村木主任）

はい。

○山下委員

そうすると残りの 120 件というのは、申立支援とか家裁同行と捉えてよろしいでしょうか。

○事務局（つくば成年後見センター・村木主任）

（ウ）の相談形態の訪問につきましては、ご本人様ですとか、関係者の方への訪問を含んでいます。家庭訪問や事業所への訪問も含まれております。

○山下委員

146 件の訪問以外に、成年後見業務としては、請け負った後の訪問とこれはまた別ですよね。相談に対しての訪問ということですよ。というと、相談対応している方は実質 4 人と捉えていいのでしょうか。

○事務局（つくば成年後見センター・村木主任）

法人後見とは別です。

○山下委員

そうすると、4人のうちほとんどは電話対応に追われていて、訪問はなかなかできていないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○事務局（河原井所長）

現実問題としてお話をさせていただきますと、電話相談は非常に多いです。まずこれに忙殺されているというのが現実なんですけれども、合間を見つけてケース会議等もございますので、狙って訪問する、または約束しても、いないご本人さんもいらっしゃるの、そうした対応を含めてさせていただいているのが現実です。

○山下委員

そうすると20ページの課題であげていた、伊の「本人が不安を抱えている問題に寄り添うことで、関係性を築けるように対応していく」「契約希望者と定期的に連絡を取る」というところですが、訪問に力を入れていきたいのか、どういうふうに課題に取り組もうというお考えがあるのか教えていただけないでしょうか。

○事務局（河原井所長）

まさにアウトリーチが叫ばれる世の中ではございますが、現実問題として、マンパワーとしては潤沢に訪問できる時間的余裕がなかなか厳しいというのが現実です。なるべく、効率良く、かつ、ご本人、相談者に会えることを基本に内部で調整しているところで、それを意識して6年度は取り組みたいと考えております。

○山下委員

ケアマネジャーとしては、そこがやっぱり経済的なところって、効率良くやろうと思ってもなかなか心開いていただけないということは、重々わかっているんですけども、でもやっぱり人と会わないとスキルアップがなかなかできない。特に相談業務はいかに相手の懐に入っていくか、場を踏まないが無理なんですね。研修は去年かなり参加されていて、だいぶ知識のほうは皆さんもっていらっ

しゃるんじゃないかなと思いますが、知識は現場で使わないと活かされない。宝の持ち腐れになってしまうので、いかに訪問で相談を請け負う経験に持っていけると、より相談件数が伸びる一方で、訪問ができないと苦情が増えるんじゃないかと思われるので、電話で終わらずに一步踏み込んでいただける体制にどうしたらできるのか、十分に考えていただけたらと思います。

○事務局（河原井所長）

ご指摘いただいたことを真摯に受けとめさせていただいて、6年度の事業に、反映していけるように市と相談していきながらということになるんですが、アウトリーチが基本だと思いますので、ご指摘の通り対応して参りたいと思います。

○椎名委員長

よろしくお願いいたします。電話相談の場合、資料化するかどうかとか作りこんでいく中で、電話そのものの中で、どうするか比重を減らして、訪問のほうが本来の業務かと思っておりますので、そこを増やしていけるようにお願いいたします。あと資料4の従事職員のところを見ていただければ、令和5年度の資料にありますが、令和6年度、2名人手が増えていることが、お分かりいただけるかと思っております。その他いかがでしょうか。それではないようですので、次の議題に進ませていただきます。次は協議事項になります。第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における今後の取り組みについて事務局から説明をお願いします。

○事務局（片桐主任）

《協議事項 第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における今後の取組等について》

それでは、第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の取組等について、事務局より説明いたします。資料5をご覧ください。昨年度開催の当委員会では、本計画の策定に向けて委員の皆様からご意見をいただきながら、協議を重ねて参りました。今回策定の本計画における目標、施策などを改めて皆様と共有をさせていただくとともに、第2期の計画として本計画の運用方針や取り組みなどについて資料を用いて説明をさせていただきます。それでは、1ページ目をご覧ください。初めにつくば市の概要について改めて共有したいと思います。各項目、直

近3年分、それぞれ4月1日時点の数値を示しております。人口の増加に伴い、高齢者人口、高齢化率、障害者手帳の所持者数など、いずれも増加傾向となっております。今後も権利擁護支援を必要とされる方がますます増えていくことが考えられます。2ページ目をご覧ください。計画策定の背景についてですが、本委員会でも何度か説明させていただき、すでにご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、再度確認のため説明をいたします。背景として、国が掲げる共生社会の実現のため、認知症、知的障害、その他精神上的障害が原因で財産管理、日常生活等に支障ある人たちを社会全体で支え合うという国全体としての課題がございました。その課題に対して成年後見制度の活用が推奨されておりました。しかし、利用件数の少なさ、意思決定の支援、身上保護の福祉的な視点の乏しさ、後見人等への支援体制の薄さなどの課題があり、成年後見制度が十分に利用されていないという背景がございました。その後、成年後見制度の利用に関する法律が平成28年5月に施行され、成年後見制度の利用促進に関する基本理念、基本方針などが定められました。それとともに、国の責務等も明らかにされております。また、成年後見制度の利用促進に関する施策を推進するため、平成29年4月に同法に基づく国の成年後見制度の運用改善などが盛り込まれた第1期成年後見制度利用促進基本計画、令和4年4月に第2期基本計画が策定されています。このように、国全体で成年後見制度の利用促進に向けた取り組みが実施されることとなり、全国の都道府県、各市町村におきましても計画策定に努めることとなっております。本市でも国の基本計画に基づき、令和3年度から5年度を第1期として、そして、令和6年度から8年度までを第2期とした、つくば市成年後見制度利用促進基本計画が策定されています。地域連携ネットワークづくりなど、本市における成年後見制度の利用促進に向けた取り組みなどが定められています。

続いて3ページ目をご覧ください。本件、計画における2つの目標です。成年後見制度の運用・改善、連携した支援体制の整備を改善していくため、本人らしい生活が継続できるように制度の運用・改善を図ること。権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、更なる強化を図ること。以上2つの目標を定めております。なお、それぞれの目標の詳細については、本日お配りしております冊子の中に詳細が記載されておりますので、ご参照いただければと思います。障害者プランの123ページから124ページにかけて詳細が記載されております。

続いて4ページをご覧ください。本計画における2つの施策です。第1期計画

における課題・成果などを踏まえて、計画の更なる推進のため、権利擁護支援の地域支援ネットワークづくりの強化、またその中心となる中核機関の機能強化、2つの施策を定めております。こちらの詳細につきましても目標と同じく、障害者プランの124ページから128ページにかけて詳細が記載されておりますので、併せてご参照いただければと思います。

次のページをご覧ください。本計画における活動指標と取り組みです。本資料の5ページから10ページにかけて、6つの指標等について説明いたします。こちらは本計画の進捗状況を把握し、必要に応じて見直しや改善を図るための活動指標となります。この表にあります第1期計画における取組と課題、今後の方針などについては本計画にも記載されておりますが、こちらの資料ではそれらを踏まえた第2期計画の取組について述べているものです。また活動指標について、最新の数値として令和5年度の実績を記載しております。活動指標の主体は、委託者の市、事業を受託している社会福祉協議会となります。1つ目の指標として、利用者の把握と早期発見・早期支援についてです。こちらは権利擁護支援が必要になる人の早期発見、支援を行うため、またケアマネジャーなど本人に近い立場で直接支援業務を行っている関係者と円滑に連携し、なおかつ繋がりを強化できるように、権利擁護支援相談受付シートをはじめとする支援の展開等を可視化できるツールを活用して、相談の制度向上を図ることを目的としております。権利擁護支援相談受付シートですが、本日お配りしている参考資料をご覧ください。こちらは成年後見制度の利用を含めた権利擁護の支援が必要とされた方の支援を効果的にするために必要な項目や確認事項共有事項を事前に目に見える形で共有できるようになっています。お時間のある時にご確認いただければと思います。また、市におきましても、成年後見制度に関する相談対応を継続して行っていくとともに、虐待など重大な権利侵害が生じた際に対応できるように、高齢者、障害者、それぞれの虐待防止対策支援事業を実施します。

6ページ目をご覧ください。2つ目は、各種制度の利用促進の活動指標と取組です。目標の中にも保佐、補助、任意後見の促進等ありましたが、成年後見制度以外の支援制度を活用するなど、本人を支えるために様々な制度の利用を促進するためには、本人の個別的な事情に合わせた支援方法を考えていくことが大切となってきます。こちらでは、社会福祉協議会実施事業の日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用者数を活動指標としています。本人の個別的な状況に合わせ

た支援を円滑に展開できるように、支援者向けのハンドブック、または厚労省のホームページ、成年後見制度ポータルサイト、家族・支援者向けで作られた非常にわかりやすいツールなどがございます。そういったものを活用しながら、支援者にとってもわかりやすく案内できるものを活用し、本人に適した支援を検討しながら進めていくことで、結果として各種制度の利用促進を目指していくこととしております。

7 ページ目をご覧ください。こちらは講座・研修の実施についての活動指標と取り組みです。これまでの本委員会におきましても、制度そのものが十分に周知されていないことを踏まえて、効果的な周知の実施について委員の皆様からご意見をいただいております。制度そのものの周知もそうですが、そもそもどこに相談をすればいいのか、そういった相談先の周知も必要になってきます。今後も継続して、市民を対象とした講座を実施する他、成年後見制度に携わる機会が多いと見込まれる関係機関に直接アプローチするなどして、幅広い周知の取り組みを進めて参ります。活動指標にはそれぞれ入門的内容を応用的内容の研修の実施に関する指標が記載されております。令和5年度に関しては、応用的研修について実施されておりましたが、今年度も継続して様々な方々に制度のことを伝えられる機会として講座を実施して参ります。

8 ページ目をご覧ください。4つ目は、成年後見人等の業務支援についての活動指標と取組です。こちらは、親族後見人等から支援に関する相談に応じるなど、後見人等に対する支援に関する内容です。後見人等による支援が適切に実施されるよう後見人等の相談窓口として中核機関があること等広く周知し、それを認識できるということが大切になってくると考えられます。取り組みとして後見開始前の申立ての段階など、あらゆる場面で後見人等もしくはその候補者に関与できるように、家庭裁判所に中核機関として相談窓口があることのそのチラシの設置、申立て支援の段階から可能な支援についてのご案内、また、その親族が成年後見人等として選任された場合は、後見業務を行うにあたっての不安等のヒアリングを丁寧に行い、必要に応じて、家裁とも連携を取りながら対応しております。こういった取り組みを活発に行うことで、目標及び施策にもあります地域連携ネットワークの強化に繋がるよう努めて参ります。

9 ページ目をご覧ください。5つ目は、市民後見人、法人後見支援員についての活動状況と取組です。成年後見制度に関する全体の課題の1つとして、担い手

の確保という問題がございます。その担い手の1つに市民後見人というものが考えられ、先ほど河原井センター長からお話もありましたが、今年度実施する第2期市民後見人養成講座におきましては、必要な経験を積みつつ将来的には単独で活動できる人員を養成することを目的に担い手の確保に向けた取り組みとして進めて参ります。被後見人等にとっても多くの選択肢として確保できるように活発に活動できるよう体制を整備して参ります。

最後になります6つ目、10 ページ目ご覧ください。チーム会議への中核機関の参加についての活動指標と取組です。こちらも本計画の政策にも関連してくるものと考えられます。権利擁護支援の展開にあたり1機関だけというより多機関による連携した支援が行われることが多く見られると思います。円滑な連携をとるためには、それぞれの機関の役割、どのような場面で関与することが適当か等の共有が大切になってくると考えられます。そういった意味での連携強化のため、ケース会議を実施や連携した支援体制を調整する際は、制度の適切な利用に繋がるよう対象の方が抱えている課題、生活状況、必要な情報を併せて各関係機関との役割、関与する適切な場面の情報を共有します。さらに必要に応じて、弁護士等の専門職から助言を求められる場を提供できるような調整も行い、効果的なチーム会議の運営を目指します。そうすることで、地域連携ネットワークづくりの更なる強化に資するものと考えます。以上、第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の取り組み等についての説明でございました。今後、本委員会などで継続して計画の進捗や課題、取り組み状況など協議して、この計画がつくば市における成年後見制度の運用、権利擁護支援の指針となるよう、引き続き委員の皆様からご意見をいただきながら、体制整備等努めて参りたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○椎名委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見等ありますか。資料5並びに参考資料1ということになります。小川委員お願ひいたします。

○小川委員

リーガルサポートの小川です。表の中の数字の捉え方についてお伺ひしたいの

ですが、資料5の6ページ②成年後見制度の利用者数ですが、令和3年度から181、173、184であります。これはつくば市民の利用者ということでしょうか。それと、今現在進行形で裁判所に継続している数ということでしょうか、それとも新しく申立てられた数ということでしょうか。どちらか教えてください。

○椎名委員長

はい、お願いいたします。

○事務局（河原井所長）

そうしましたら資料5の6ページの②の数字でございますけれども、これはつくば市内の利用者になりまして、このように推移しております。ですので、先ほど法定後見の数字を見ていただきましたけれども、1割弱ぐらいですかね、社会福祉協議会で受任しているということになります。184のうち全国統計でいきますと大体2割が親族、残り8割強が専門職、親族以外の方が受任していることとなります。

○小川委員

現在継続中ということで、新しく申立てられたのではないということですね。

○椎名委員長

その他、いかがでしょうか。塚本委員お願いいたします。

○塚本委員

情報収集のことなんです。いろいろな相談というのは、そこから出発するとは思いますが、つくば市では民生委員とかね、それから、業者の1人なんです。牛乳配達をやっています。表を見ますとね、それやっぱり高齢者、障害者が増えていますよね。一人暮らしの人も多くてそういうところに牛乳を配って、空の瓶が出ていなくて、訪ねてみると大変なことになっていたりということがありましてね。そういう民間人からの情報っていうのは結構あるんですかね。そのへんお聞きしたいんですが。

○椎名委員長

はい、ありがとうございます。後見センターからでいいでしょうか。

○事務局（河原井所長）

つくば市社会福祉協議会の村木です。民生委員さんの方から相談が来ることがありまして、本人の判断能力が低下しており、家の中がゴミ屋敷状態ですとか、契約関係が結べないといったような相談があります。一緒にご家庭に訪問して状況を確認させていただき、必要があれば成年後見のご案内をさせていただくこともあります。

○塚本委員

牛乳のことばかり言って申し訳ないですが、障害福祉の方で、さわやかサービスというのがあると思うんですけれども、市の方で補助を出して、独居老人なんかのね、牛乳を安く飲めるようにするサービスなんですけれども、こういうところからね、情報が上がってきてもいいと思うんですけれども。私の経験では、1年間電気が止まっちゃうとね。なかなか復旧するのは大変なんですよね。特に知的障害やお年寄りで携帯電話を持っていない、電話がない。私が知っている人では、1年間全く電気がきていない中で生活している人もいました。そういう情報っていうのは、全然来てないんでしょうかね。

○椎名委員長

成年後見センターさん、もしくは市の方でお願いします。後見の相談の方で数値ベースで入っているかは分かりませんがもし気にかかる方がいれば。

○事務局（片桐主任）

障害者地域支援室の片桐です。当室では、いろんな方から福祉サービスに繋がるにはどうしたらいいとか、近所で一人暮らしの方がいて心配で何か支援が必要じゃないかといったご相談をよくいただいております。あんまりそういった、いわゆるその民間の事業所や企業の方から、そういうご相談というのは、私の記憶の中ではあまりなくてですね。どちらかという、よく相談が来る方というのは本人のご家族であったり、相談支援専門員の方とかケアマネジャー等、包括支援

センターの方などの支援関係者であったり、家族会とか当事者会の団体の方々や民生委員さん、どちらかという日頃本人と関わりがあったり、状況をよく見られる方々からの相談が多いです。今後、独居世帯の増加等に伴って、そういう今まで来なかった相談者からの見守りサービスを行ってるような事業者からのご相談も増えてくるのかなと今のお話からも思われるところですが、どういった方々から来たとしても必要な支援に繋げるための対応や聞き取りを実施していければというふうには考えているところでございます。

○椎名委員長

つくば市では、地域のそういう新聞配達や各種いろいろお宅に配達する業者と委託契約みたいなものはやっていないんですか。新聞溜まっていたら連絡くださいとか。

○事務局（相澤課長）

地域包括支援課の相澤です。高齢福祉課の方になるかと思うんですが、地域見守りネットワークの絡みで、生協さんでありますとか、セブンイレブンさん等とは協定を結んでいます。何か不審な点があったり、変化があった場合には、連絡を受けて安否確認することはありません。過去に実際そういった件で連絡があったということは伺っております。

○椎名委員長

ありがとうございます。早期発見で、今後こういうときに連絡いただけると対応できますといったような情報提供とかもあるといいと思います。

○事務局（相澤課長）

ありがとうございます。各課と共有してやっていきたいと思っております。

○椎名委員長

その他いかがでしょうか。漆川委員お願いいたします。

○漆川委員

弁護士漆川です。感想的なものになりますが、今後おそらくお金のない人の支援をどうやっていくかということが問題となっていくと思います。お金のない人に成年後見をつけることができるかどうかということと、今でも無報酬で成年後見を仮につけたとしても、そのあとに本人を施設に入れる、適切な環境に支援する時にすごく苦勞すると思います。生活保護を受給されている方々の施設の受け入れが受け入れてくれない場合が多いですし、お金もある程度ないと施設としてはすごく探すのが難しい。要介護がすごく上がってれば特養っていうのがあって、それも入れる入れないっていうのがあって、すごくそれが重要だと思っていて、結局、施設が探せない。今後は高齢者が増えていって、独居でお金のない人が増えていくと思うので、そういった支援というのをどういうふうにしていくか。この委員会が扱えるかどうかかわからないですが、検討課題とする必要があるかなというふうには思っていて、1つとしてはなるべく施設とか入らず、自宅で暮らせるように元気なうちから親族とのかかわりを増やせるような方向で活動していくとか、地域で支えて、なるべく自宅がある人であれば、自宅の中で生活できる期間を長くしていく。でも、どうしてもやっぱり施設入らなきゃいけないのであれば、施設のほうに受け入れてくださいと協力を依頼するような方向での活動もあるだろうし、最終的には施設の費用の助成をするというような方向とか、何かしらある早い段階で、課題としては把握をして対策を少しずつ取っていかないと、気づいたときにはもうそういう人が溢れているという状況で、何も手立てもどうしようもなくて放置せざるを得ない状況にならないように検討していく必要があると思います。

○椎名委員長

ありがとうございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。日常生活自立支援事業は、今現在30人から40人契約されてる方たちの人数に関しては何かお考えのことはありますか。

○事務局（河原井所長）

河原井でございます。成年後見センターと、社会福祉協議会の方で実施してまします。日常生活推進事業、これを一体的に実施することで、相乗効果も上げましょ

うということやってるんですが、今現在ですね、年間の契約者数が大体 40 人ぐらいで推移しています。茨城県全体まで目を配りますと、県北、県南で特徴が出ていまして、県北の方が契約者数が多いんですね。県南の方が低い。全体で平均すると、大体 3,000 人に 1 人ぐらいの契約者数にはなっております。それをつくば市に当てはめられるかどうかちょっとまだわからないんですけども、おそらく日常生活支援事業の利用対象者、これはもう判断能力が少し落ちた方、契約ができる方というような非常に難しい立ち位置の対象者なので、なかなか相談等合致するかどうかの世界にはなってくるんですけども。PR としてはこういう手法がありますよという PR をさせていただいて、ぜひ間口だけは広くしておきたいなというふうには思っております。

○椎名委員長

このあたりで例えば早期発見っていうのは掛け声的な感じで計画に書かれてるわけですけども、こちらから見つけるという意味で、ある程度そちらをつけてもらう。そういう意味での広報は大事になってくると思いますので、広報戦略みたいに広げていくといいかと思えます。その他はいかがでしょうか。新しい計画が動き始めたところですが。では、山下委員お願いいたします。

○山下委員

資料 5 ページから 6 ページにかけてあります「権利擁護支援相談受付シート」ですが、こういったツールを効果的に活用していただきたいと思えます。もし、このツールを説明するのに時間がかかるようであれば、つくばケアマネジャー連絡会で時間を取りますので、説明していただけたらと思えます。

○事務局（片桐主任）

障害者地域支援室の片桐です。成年後見制度そのものがなかなかちょっと難しく、専門性がかなり強くて、かいつまんで説明するのがなかなかちょっと、その難しさを感じていまして。多分そこは、日頃支援に携わってる方々も共通する部分があるんじゃないかなというふうに思っているんですが、そういった負担ですとか、説明する側の負担と、受け入れ側の方、わかりやすさを少しでも向上できるように、口頭説明だけではなくて、何かこうツールを使いながらご説明でき

るといいんじゃないかなというところが一番のところでした、社協さんの方でも作ってる支援者向けのハンドブック、、私はちょっと相談を受けたときに使い始めてるもの、先ほどお伝えした、厚生労働省のホームページで、成年後見制度に関する本ポータルサイトっていうのが今運用されておまして、支援者向け、家族向けっていういろんな方々を対象別に分けてご説明の仕方をこう変えていたりですか、家族向けのページが、私が見てもすごくわかりやすく、窓口で相談にこられた際にですね、そのチラシとかリーフレットプリントアウトして、そういったものを用いながら、説明をしてるっていうところが一応事例としてちょっとお伝えできると思います。日頃の業務で、有効活用できそうだと考えております。皆様にぜひこの情報を共有して、ご紹介できればなというふうに考えております。計画の推進の一環として取り組んでいければなというふうにはちょっと考えているところです。

○椎名委員長

その他、いかがですか。それでは特にないようですので、次の議題とし、その他の方に移りたいと思いますけれども、事務局の方から事務連絡などはありませんか。

それではないようですので、以上で本日予定しておりました協議事項は終了となります。その他で委員の皆様から、或いは事務局の方から何かありますでしょうか。特にないようですので、議事進行はこれで終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局（市川係長）

椎名委員長ありがとうございました。本日はご多忙の中、限られた時間ではございましたが、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございます。以上をもちまして、令和6年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会を閉会をさせていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。駐車券がお済みでない方は、事務局の方にお声がけいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

配布資料一覧

(令和6年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会)

記

- ① 次 第
- ② つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 委員名簿
- ③ 資 料 1 令和5年度事業報告(市)
- ④ 資 料 2 令和5年度事業報告(つくば市社会福祉協議会)
- ⑤ 資 料 3 令和6年度事業計画(市)
- ⑥ 資 料 4 令和6年度事業計画(つくば市社会福祉協議会)
- ⑦ 資 料 5 第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の取組等について
- ⑧ 参考資料 1 権利擁護支援相談受付シート

以 上

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 委員名簿

委任期間：令和5年(2023年) 4月1日～令和8年(2026年) 3月31日

No	氏 名	役 職 等 (職種)	所属団体 (勤務先等)
1	椎名 清和	准 教 授	学校法人霞ヶ浦学園 つくば国際大学
2	漆川 雄一郎	弁 護 士	茨城県弁護士会 土浦支部 (学園の森法律事務所)
3	小川 直宏	司 法 書 士	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 茨城支部 (つくば公園通り司法書士事務所)
4	武石 佳宏	支 店 長	株式会社常陽銀行 研究学園都市支店
5	萩原 直木	院 長	つくば市医師会 (医療法人社団つくば健仁会 とよさと病院)
6	大脇 富士子	役員 (世話人)	認知症の人と家族の会 茨城支部
7	江藤 睦	代 表	NPO法人 アセンブル
8	塚本 武志	会 長	つくば精神保健福祉会 やすらぎの会
9	武田 真浩	代 表 (相談支援専門員)	つくば市障害福祉相談支援事業所連絡会 (社会福祉法人 筑峯学園)
10	山下 広見	主任介護支援専門員	つくばケアマネージャー連絡会 (居宅プランセンター 煌)
11	田邊 佐貴子	東谷田部地区 会 長	つくば市民生委員児童委員連絡協議会
12	長 卓良	副 会 長	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

令和6年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

日 時：令和6年7月5日（金）14時30分から

場 所：つくば市役所本庁舎2階 防災会議室2

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 令和5年度事業報告

(2) 令和6年度事業計画

4 協議事項

第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における今後の取組等について

5 そ の 他

6 閉 会

令和5年度つくば市成年後見制度推進事業実績報告（市）

1 事業の目的

老人福祉法第32条の2、介護保険法第115条の45第3項、障害者総合支援法第77条、知的障害者福祉法第28条の2、精神保健福祉法第51条の11の3及び成年後見制度利用促進法第5条に基づき、成年後見制度の推進を図る。

2 実施内容

- (1) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備
- (2) つくば市成年後見制度推進事業の実施
- (3) 成年後見制度利用の総合相談業務
- (4) 市長申立て手続き
- (5) つくば市成年後見制度利用支援事業の実施
- (6) 成年後見制度等の普及啓発

3 実績

(1) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備

○令和5年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の実施

日 時	令和5年7月25日（火）14時から15時30分
人 数	委員12名、市・つくば市社会福祉協議会職員10名
議 事 内 容	第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

○令和5年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の実施

日 時	令和5年10月5日（木）14時から15時30分
人 数	委員12名、市・つくば市社会福祉協議会職員10名
議 事 内 容	第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の素案について

○令和5年度第3回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の実施

日 時	令和6年1月25日（木）14時から15時00分
人 数	委員11名、市・つくば市社会福祉協議会職員10名
議 事 内 容	第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の最終案について

○つくば市成年後見制度利用促進定例会の実施

日 時	毎月第2木曜日開催 14時から15時30分
メンバー	市担当職員4名、つくば成年後見センター職員3名
議事内容	月報および業務進捗状況報告、中核機関の業務について、事業運営の方針について等

(2) つくば市成年後見制度推進事業の実施

下記の業務をつくば市社会福祉協議会（つくば成年後見センター）に業務委託

- ・成年後見制度の普及啓発、利用支援
- ・成年後見人等の受任者調整支援
- ・市民後見人養成・支援業務
- ・地域連携ネットワークの構築
- ・法人後見受任業務 など

(3) 成年後見制度利用の総合相談業務

○相談実績（令和5年4月～令和6年3月）

担当課	地域包括支援課	障害者地域支援室
相談延べ件数	314件	117件

※1 任意後見制度に関する相談を含む。

※2 委託障害者相談支援事業所（4か所）、地域包括支援センター（6か所）の相談件数を含む）

(4) 市長申立て手続き

成年後見制度の利用が必要であるが、親族が不在または親族の申立てが見込めない場合に実施

○件数実績（令和5年4月～令和6年3月）

担当課	地域包括支援課	障害者地域支援室
申立て件数	4件	0件

(5) つくば市成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度の申立て審判費用または後見人等への報酬費用の助成を実施

○件数実績（令和5年4月～令和6年3月）

担当課	地域包括支援課	障害者地域支援室
報酬助成金の支給	1件	2件

(6) 成年後見制度等の普及啓発

- ・庁舎内や窓口センター、市内の委託障害者相談事業所（4箇所）、委託地域包括支援センター（6箇所）等にポスターを掲示するとともに、パンフレットを設置
- ・市ホームページで成年後見制度等について情報を発信
- ・市民からの依頼で実施する出前講座で成年後見制度等について説明を実施（令和5年度実績；地域包括支援課1件）

4 成果

- ・令和6年度から運用を開始する第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画を策定することが出来た。
- ・成年後見制度利用の相談対応を行い、必要に応じて関係機関と連携し支援を行うことが出来た。
- ・成年後見制度の市長申立て及び報酬助成金等の支給を行い、被後見人の権利擁護を図ることができた。

5 課題

- ・身寄りがない、親族と疎遠等、権利擁護支援が必要と思われる対象者に対し、判断能力が低下する前から、対象者の意思の確認や状況把握、制度の紹介等を行い、対象者の希望に沿った支援を展開していく必要がある。
- ・担い手の育成・活動の促進が必要である。市民後見人の育成・活用の在り方の再検討が必要である。

「令和5年度（2023年度）つくば市成年後見制度推進事業業務委託」実績報告書
（つくば市社会福祉協議会受託事業）

1 受託業務概要

老人福祉法第32条の2、介護保険法第115条の45第3項、障害者総合支援法第77条、知的障害者福祉法第28条の2、精神保健福祉法第51条の11の3及び成年後見制度利用促進法第5条に基づき、成年後見制度の推進を旨とした「つくば市成年後見制度推進事業実施要項」を基本とし実施した。

2 実施体制

(1) 組織

つくば成年後見センターを設置し、本事業及び日常生活自立支援事業並びにあんしん生活支援サービスを一体的に実施することで、包括的な権利擁護拠点とした。

(2) 体制

- ア 所長 1名（常勤兼務、社会福祉士）
- イ 専門員 2名（常勤専任、社会福祉士）

※内、1名は臨時職員

3 総評

つくば成年後見センターは、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核機関として、次の業務を実施した。

(1) 中核機関業務

保健・医療・福祉・司法による地域権利擁護の枠組みである地域連携ネットワーク（運営委員会及び利用支援会議）の中核機関として、「広報（普及啓発）業務」を実施した。「成年後見制度入門講座」では延参加者が61名（前年度36名）、「終活と成年後見制度テーマ別講座」では延参加者が57名／全4回（昨年度38名／全5回）、オンラインでの延参加者が99名／全5回（昨年度63名／全5回）と大きく伸びた。更に、「受任者調整支援業務」では、つくば市成年後見制度利用支援会議で、成年後見申立事案に対する候補者の推薦を実施するとともに、世帯全員に制度の必要性が考えられるケースに対し、制度利用検討段階から専門職委員（弁護士）による専門的なアドバイスをいただき効率的なケース検討会議を実施した。

(2) 法人後見業務

本会が成年後見人等として、今年度新たに法定後見（保佐類型）1件を受任、任

意後見契約1件を契約した。後見活動のうち「身上保護」では、被後見人1名が救急搬送され、入退院手続き、施設入所手続きを実施した。また、任意後見契約者1名が救急搬送され、委任契約の代理行為に基づき、入退院手続き、支払い等の各種事務手続きを実施した。

市民後見人養成講座修了生の「見守り活動」では、法人後見支援員として被後見人等と良好な関係を築き上げており、被後見人等の日々の様子や状態変化について適宜報告を受けている。

(3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

本会の日常生活自立支援事業利用者が必要な時期に成年後見制度に制度移行できるよう、各担当者間で情報共有を密に行っている。認知機能低下に伴い、施設入所の課題や不動産管理に課題が生じた利用者については、成年後見制度への移行を検討し、切れ目ない支援を行うことができた。

4 業務報告

(1) 中核機関業務

ア 成年後見制度の広報(普及啓発)業務

(ア) 研修会等の開催

a 成年後見制度入門講座

生活に身近な会場で成年後見制度利用の概要をわかりやすく説明した。

(会場/ボランティアセンター会議室 大穂庁舎2階)

日時	参加者	内容
第1回 6月26日(月)14:00~16:00	18名	①成年後見制度の入門講座として、上田社会福祉士事務所/上田和寿先生による講義を行った。
第2回 6月27日(火)14:00~16:00	17名	【講座内容】 (各回とも同じ) ・成年後見制度の概要 ・意思決定支援 ・成年後見活動の実際 ・質疑応答の時 ②つくば市社会福祉協議会の事業(日常生活自立支援事業とあんしん生活支援サービス)について、成年後見センター職員が説明を行った。
第3回 6月29日(木)14:00~16:00	15名	
第4回 6月30日(金)14:00~16:00	11名	

(延参加者61名)

b 成年後見制度テーマ別講座「終活と成年後見制度」

終活に関連したテーマを設定し、それぞれの専門家に講義いただいた。

(会場／荖崎交流センター)

日時	参加者	内容
第1回 11月13日(月) 14:00～16:00	14名 (19名)	終活～自分らしい生き方のために～ 講師／井坂 淳子氏 (相続診断士、終活カウンセラー)
第2回 11月14日(火) 14:00～16:00 (オンラインのみ)	一名 (21名)	金融資産と成年後見制度 講師／松田 次郎氏 (常陽銀行営業企画部 戦略企画グループ)
第3回 11月15日(水) 14:00～16:00	13名 (19名)	遺言について学ぶ 講師／小川 直宏氏 (つくば公園通り司法書士事務所、司法書士)
第4回 11月17日(金) 14:00～16:00	17名 (21名)	任意後見契約と任意契約について 講師／漆川 雄一郎氏 (学園の森法律事務所、弁護士)
第5回 11月20日(月) 14:00～16:00	13名 (19名)	今どきの葬儀事情 講師／株式会社大日職員 (前半) 吉岡 隆久氏 (後半) (つくば紫峰法律事務所、弁護士)

※参加者の内、() はオンデマンド配信参加者実数

(イ) 研修会等への参加

a 令和5年度成年後見制度担当者研修会 (主催/茨城県社会福祉協議会)

日時・会場	参加者	内容
7月4日(火) 10:15～15:00 みと交流プラザ 6階大会議室	市町村、市町村社協 成年後見・権利擁護 事業担当者、法人後 見実施団体関係者 (約100名)	・茨城県の成年後見制度利用促進に関わる取 組み ・権利擁護支援の理解と成年後見制度の基礎 知識 ・茨城県内の法人後見紹介 ・成年後見制度における裁判所の関りについ て

b 令和5年度成年後見制度利用促進体制整備研修（主催/長寿社会開発センター）

日時・会場	参加者	内容
第1回 9月14日(木) 10:00~16:45	市町村、市町村社協成年後見・権利擁護事業担当者、法人後見実施団体関係者 つくば市社会福祉協議会（1名）	【基礎研修、全3回】 (オンデマンド配信) 成年後見制度利用促進法と基本計画、権利擁護支援の理解、意思決定支援の基本成年後見制度の基礎、関連諸制度について、市町村長申立てと地域連携ネットワーク、家庭裁判所について
第2回 9月15日(金) 9:40~16:50		(ライブ配信)
第3回 9月19日(火) 10:00~17:25		意思決定支援の基本、市町村長申立てと地域連携ネットワーク、相談における権利擁護支援の課題分析、市町村における協議会運営、権利擁護支援の広報、権利擁護の相談支援機能
第4回 1月19日(金) 9:20~17:20		【応用研修】 (オンデマンド配信) 意思決定支援の考え方と実践～中核機関が関わる会議のポイント～、任意後見等の理解、地域連携ネットワークと市町村計画
第5回 1月22日(月) 9:45~17:20		(ライブ配信) 意思決定支援の考え方と実践～事例検討、ファシリテーション～、任意後見等の理解、権利擁護支援チームの形成支援機能（成年後見制度の利用の開始までの場面）、権利擁護支援チームの自立支援機能（成年後見制度の利用開始後に関する場面）、権利擁護支援チームの形成支援機能（成年後見制度の利用の開始までの場面）、権利擁護支援チームの自立支援機能（成年後見制度の利用開始後に関する場面）
第6回 1月23日(火) 10:00~17:20		

c 「成年後見制度」や「相続」に係るオンライン研修会（主催/茨城県社会福祉協議会）

日時・会場	行事名・出席者	内容
9月20日(水)	市町村社協成年後	自筆証書遺言書保管制度について

15:30～16:30 オンライン	見・権利擁護事業担 当者（約 90 名）	（研修講師 水戸法務局職員）
10 月 18 日(水) 15:30～16:30 オンライン	市町村社協成年後 見・権利擁護事業担 当者（約 60 名）	成年後見制度と権利擁護の推進 （研修講師 水戸地方法務局戸籍課）
11 月 15 日(水) 15:30～16:30 オンライン	市町村社協成年後 見・権利擁護事業担 当者（約 60 名）	相続登記について （研修講師 水戸地方法務局不動産登記部門）
12 月 20 日(水) 15:30～16:30 オンライン	市町村社協成年後 見・権利擁護事業担 当者（約 50 名）	相続土地国庫帰属制度について （研修講師 水戸地方法務局不動産登記部門）

d 令和 5 年度日本司法支援センター茨城地方協議会（主催/法テラス茨城）

日時・会場	出席者	内容
10 月 24 日(火) 14:00～16:00 茨城県水戸市 ホテルレイクビュー	市町村、社会福祉 協議会、日本司法 支援センター、法 テラス（約 100 名）	法テラスの業務実績報告 テーマ別グループディスカッション 成年後見及び死後の財産管理、多重債務・消 費者被害、司法ソーシャルネットワーク

e 令和 5 年度家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会（主催/水戸家庭裁判所）

日時・会場	出席者	内容
11 月 20 日(月) 10:00～12:00 オンライン	市町村社協成年後 見・権利擁護事業 担当者（約 100 名）	関係機関と専門職団体及び家庭裁判所との連 携について情報提供及び意見交換、法人後見 の推進に向けた取り組み状況について情報提 供及び意見交換

f つくばケアマネジャー連絡会（主催者）

日時・会場	出席者	内容
11 月 21 日(火) つくば市役所 202・203 会議室	福祉関係者・権利 擁護事業担当者 （約 100 名） つくば市社会福祉	【講演】 成年後見制度運営の概要と利用促進の動き （研修講師 東京大学大学院教育学研究科 特任専門職員 東 啓二氏）

	協議会（1名）	
--	---------	--

g 民生委員児童委員連絡協議会定例会（主催者）

日時・会場	出席者	内容
1月9日(火)15:00～15:30 大穂交流センター	大穂地区 (約20名)	【制度・事業説明】 成年後見制度概要 つくば成年後見センター業務 あんしん生活支援サービス概要
2月5日(月)9:45～10:15 市民ホールつくばね	筑波地区 (約50名)	
2月9日(金)10:00～10:30 つくば市役所（203会議室）	桜園地区 (約50名)	
3月12日(火)9:45～10:15 荃崎交流センター	荃崎地区 (約50名)	
3月13日(水)10:30～11:00 つくば市役所（203会議室）	東谷田部地区 (約50名)	
3月13日(水)14:00～14:30 つくば市役所（203会議室）	西谷田部地区 (約50名)	
3月14日(木)13:40～14:10 豊里交流センター	豊里地区 (約50名)	

(ウ) パンフレット、ポスター等の作成・配布

相談（利用支援）業務のほか、各種研修会及び会議等への参加時に参加者へ配布した。

a 活用ハンドブック（令和4年12月、第4版）

※つくば市社会福祉協議会ホームページでダウンロード可能

b 配布用印刷物作成

- ・つくば成年後見センター（チラシ）、あんしん生活支援サービス（チラシ）

c 機関発行物の配布

- ・成年後見制度を利用される方のために（裁判所）
- ・成年後見制度－利用をお考えのあなたへ（裁判所）
- ・後見制度において利用する信託の概要～ご本人の財産の適切な管理・利用のための後見制度支援信託のご説明～（裁判所）
- ・相続に関するルールが大きく変わります（法務省）
- ・自分ひとりではよくわからない!そんな時でも安心してくらせるために。

成年後見制度（厚生労働省）

- ・ ご存じですか？成年後見制度（成年後見センター・リーガルサポート）
- ・ 日常生活自立支援事業について（茨城県社会福祉協議会）

d 社協機関紙「社協通信つくば」（51,800部発行）

- ・ 後見センター紹介の記事を掲載。区会加入世帯に全戸配布の他、金融機関窓口等に設置した。

イ 成年後見制度の相談(利用支援)業務

(ア) 月別相談件数（単位／件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
男性		37	65	49	38	99	63	126	105	127	103	109	93	1014
女性		45	83	67	30	76	53	92	39	52	78	53	79	747
不明		0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5
内訳	障	19	51	13	13	48	13	44	43	43	47	45	58	437
	高	63	94	74	37	103	86	133	72	129	120	115	114	1140
	その他	0	7	29	18	24	17	41	29	7	14	3	0	189
合計		82	152	116	68	175	116	218	144	179	181	163	172	1766

※参考／令和4年度計1,300件

※新規相談者数

		障害			高齢		その他	合計
実件数		73			219		69	361
内訳	知的	精神		身体	一般	認知		
	12	52	9	104	115			



(イ) 対象者年齢層 (単位/件)

年齢層	～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	65歳代	70歳代	75歳～	不明	計
延件数	31	26	16	41	67	117	177	257	827	207	1766
内訳	障	31	26	16	33	28	79	55	137	30	437
	高	0	0	0	0	39	38	122	120	797	24
	その他	0	0	0	8	0	0	0	0	0	181

(ウ) 相談形態 (単位/件)

	電話	来所	訪問	その他	計	
延件数	1342	69	146	209	1766	
内訳	障	358	11	29	39	437
	高	852	55	114	119	1140
	その他	132	3	3	51	189

(エ) 相談者属性 (単位/件)

	本人	家族	知人友人	民生委員	関係機関	後見人	その他	計	
延件数	441	213	2	0	1033	43	34	1766	
内訳	障	29	46	1	0	345	11	5	437
	高	235	167	1	0	680	32	25	1140
	その他	177	0	0	0	8	0	4	189

(オ) 相談内容 (単位/件)

	法定後見		任意後見		他制度 相談	法人後見		後見受任後調整	計	
	相談	利用支援	相談	利用支援		相談	利用支援			
延件数	1191		214		126	142		93	1766	
種類	612	579	132	82		22	120			
内訳	障	115	215	5	0	13	8	53	28	437
	高	458	358	80	64	45	3	67	65	1140
	その他	39	6	47	18	68	11	0	0	189

(カ) 対応 (単位/件)

	相談	情報提供	家庭訪問	申立支援	家裁同行	取次斡旋	ケース検討	その他	計	
延件数	731	714	26	226	1	17	44	7	1766	
内訳	障	207	94	5	107	1	4	19	0	437
	高	465	502	21	119	0	13	20	0	1140
	その他	59	118	0	0	0	0	5	7	189

(キ) 圏域別 (単位/件)

	筑波	大穂	豊里	桜	谷東	谷西	荃崎	他市町村	不明	計
延件数	218	211	9	361	156	176	366	206	63	1766
内訳	本人	40	26	5	93	38	14	77	98	436
	親族	45	19	1	31	12	27	9	60	218
	友人	63	38	2	68	57	36	58	32	357
	関係機関	52	74	1	126	42	76	172	14	558
	つくば市	18	54	0	43	7	23	50	2	197

成年後見制度利用支援 (成年後見制度申立て支援)

基本情報	ケース概要
【年齢】 64 歳 【性別】 男性 【利用区分】 精神障害 【類型】 保佐 【申立人】 親族 (弟)	<p>独居、自閉症スペクトラム障害のある男性。</p> <p>亡き父の相続手続きや本人の金銭管理が出来ておらず、成年後見制度を利用したいと弟から相談あり、申立て支援を行う。</p> <p>市内司法書士に申立て書類作成の依頼をし、後見人等候補者は不在であったため、つくば市成年後見制度利用支援会議を開催し、本会を保佐人候補者として申立てを行った。</p>
【年齢】 92 歳 【性別】 女性 【利用区分】 認知症 【類型】 後見 【申立人】 親族 (姪)	<p>高齢者夫婦世帯。本人が夫からの身体虐待を受けており、つくば市が介入していた。本人は認知症が進行しており、金銭管理が出来ておらず、通帳の保管場所も分からない状況であったため、姪と成年後見制度の利用を検討。姪が申立て人となり、本会が申立て支援を行った。姪を後見人等候補者として申立てを行い、家庭裁判所から姪が後見人として選任された。</p>
【年齢】 74 歳 【性別】 女性 【利用区分】 精神障害 【類型】 後見 【申立人】 親族 (従弟)	<p>統合失調症にて長期入院中の方。今まで高齢のいところが支援をしていたが、体力的に厳しくなってきたため、成年後見制度を利用したいと相談あり。申立て支援を実施し、市内司法書士に申立て書類作成の依頼を行う。いとこの希望により、後見人等候補者も同じ司法書士に依頼し、申立てを行った。</p>
【年齢】 77 歳 【性別】 男性 【利用区分】	<p>独居、レビー小体型認知症の方。担当介護支援専門員から、本人は金銭管理が出来ておらず、残高がない状況が続いているため、金銭管理をしてもらえないかと相談があっ</p>

認知症 【類型】 保佐 【申立人】 親族（妹）	た。本人も誰かに金銭管理をしてもらいたいという意思があり、県外在住の妹に状況を報告。成年後見制度を申立てすることとし、妹が在住する地域の社会福祉協議会と連携を図り、協力して申立て支援を実施。後見人等候補者は不在であったため、つくば市成年後見制度利用支援会議を開催し、本会を保佐人候補者として申立てを行った。
---	---

ウ 成年後見人等の受任者調整支援業務

(ア) つくば市成年後見制度利用支援会議

成年後見人等候補者を家庭裁判所に推薦する等の制度利用支援活動を行う会議体をつくば市社会福祉協議会内に設置した。

a 委員 8 名

弁護士、司法書士、医師、学識経験者、社会福祉士、行政職員、社協職員

(委員名簿)

(任期／令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日)

No.	氏名	役職	所属	備考
1	椎名 清和	准教授	つくば国際大学	委員長
2	萩原 直木	医師・病院長	とよさと病院	副委員長
3	漆川 雄一郎	弁護士	学園の森法律事務所	
4	渡邊 季代子	司法書士	渡辺司法書士事務所	
5	上田 和寿	社会福祉士	茨城県社会福祉士会	
6	岡田 治美	課長	つくば市福祉部障害福祉課	
7	相澤 幸子	課長	つくば市福祉部地域包括支援課	
8	稲葉 光正	事務局長	つくば市社会福祉協議会	

(敬称略、順不同)

b 会議

日時・会場	内容
第 1 回 4 月 12 日(水)14:00～14:30 オンライン	(協議／成年後見人等候補者調整) ① 64 歳、男性、精神障害者保健福祉手帳 2 級、障害支援区分 2、自閉症スペクトラム症について 申立者→親族（弟） 類 型→保佐

	候補者→社会福祉協議会
第2回 6月14日(水)14:00～15:00 オンライン	(協議／成年後見人等候補者調整) ①81歳、女性、統合失調症、妄想障害について 申立者→市長 類 型→後見類型 候補者→社会福祉士 ②68歳、男性、脳梗塞、身体障害者手帳2級について 申立者→市長 類 型→保佐類型 候補者→順位①社会福祉士②社会福祉協議会
第3回 11月8日(水)13:00～14:00 オンライン	(協議／成年後見人等候補者調整) ①23歳、男性、自閉症、療育手帳Aについて 申立者→市長（東京都調布市） 類 型→後見類型 候補者→該当者はいない
第4回 1月10日(水)14:00～14:30 オンライン	(協議／成年後見人等候補者調整) ①77歳、男性、レビー小体型認知症について 申立者→親族（妹） 類 型→保佐類型 候補者→社会福祉協議会
第5回 2月14日(水)14:00～15:00 オンライン	(協議／成年後見人等候補者調整) ①85歳、男性、身体障害者手帳1種2級について 申立者→市長 類 型→後見類型 候補者→社会福祉士 ②72歳、男性、低体温・低栄養について 申立者→市長 類 型→保佐類型 候補者→弁護士
第6回 3月13日(水)14:00～15:00 オンライン	(協議／成年後見人等候補者調整) ①69歳、男性、脳梗塞、高次脳機能障害について 申立者→市長 類 型→後見類型

	<p>候補者→次回、成年後見制度利用支援会議にて再検討。 意見→類型に変更がないか、他に不動産を所有していないか、親族がどの程度支援してくれるかを確認した上で、申立てが必要か再検討する。</p> <p>②73歳、女性、統合失調症について 申立者→市長 類 型→後見類型 候補者→社会福祉士</p>
--	--

エ 市民後見人養成及び支援業務

市民後見人養成講座修了者の活動の場として、つくば市社会福祉協議会が実施する法人後見業務の身上保護活動（特に「見守り」に特化した活動）に希望者が従事した。

(ア) 法人後見支援員としての活動

活動者7名、延べ68回活動（延べ活動時間99.0時間）

(イ) 市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修

日時・会場	参加者	内容
2月16日(金)14:00～15:30 大穂庁舎2階(ボランティアセンター会議室)	支援員7名	講義/介護保険サービスについて 講師/小林 実 氏 (つくば市保健部介護保険課係長)

オ 後見人支援業務

利用支援会議による候補者受任調整を経て、後見人が決定された事案について、後見人等からの相談に対し支援を行う。

基本情報	ケース概要
<p>【年齢】81歳 【性別】女性 【類型】後見 【疾患】脳梗塞後遺症による高次脳機能障害</p>	<p>独居での生活が難しく、施設入所を検討しているが、希望入所先の待機が多く、短期入所生活介護でも待機している。施設入所に対し、どのような支援をしてもらえるかとの相談。つくば市と連携し、つくば市の施設入所対応に基づき回答をした。また、海外に親族がいるが、相続が発生したときにどのように対応したらよいかを伺いたいとのことで、専門職によるケース検討会の案内を行った。</p>

カ 地域連携ネットワークの構築業務

(ア) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の共同開催

つくば成年後見センターについて事業説明と報告を行った。

日時・会場	内容
第1回 7月25日(火)14:00～15:30 つくば市消防庁舎3階多目的ホール	報告…令和4年度事業報告、令和5年度事業計画案 協議…第二期つくば市成年後見制度推進事業基本計画策定
第2回 10月5日(木)14:00～15:30 つくば市本庁舎201会議室	協議…第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画素案 観覧…各関係機関・団体における成年後見制度に関する現況
第3回 1月25日(木)14:00～15:00 つくば市本庁舎204会議室	報告…パブリックコメント実施結果 協議…第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の最終案

(2) 法人後見業務

つくば市社会福祉協議会が成年後見人等に就任し、身上保護を中心とした活動を実施した。専門職による会議体である「法人後見受任審査会」設置し、受任の適否や後見等の活動について助言をいただいた。

ア 法人後見受任業務

(ア) 法人後見受任審査会

a 委員7名／弁護士、司法書士、医師、学識経験者、社会福祉士、行政職員で構成

(委員名簿)

(任期／令和5年4月1日から令和8年3月31日)

No.	氏名	役職	所属	備考
1	椎名 清和	准教授	つくば国際大学	委員長
2	萩原 直木	医師・病院長	とよさと病院	副委員長
3	漆川 雄一郎	弁護士	学園の森法律事務所	
4	渡邊 季代子	司法書士	渡辺司法書士事務所	
5	上田 和寿	社会福祉士	茨城県社会福祉士会	
6	岡田 治美	課長	つくば市福祉部障害福祉課	
7	相澤 幸子	課長	つくば市福祉部地域包括支援課	

(敬称略、順不同)

b 会議

日時・会場	内容
第1回 4月12日(水)14:30～15:00 オンライン	(協議/法人後見受任の妥当性について) ①64歳、男性、精神障害者保健福祉手帳2級、障害支援区分2、自閉症スペクトラム症について 申立者→親族(弟) 類型→保佐 候補者→社会福祉協議会 審査会意見→社会福祉協議会の受任が妥当である。
第2回 1月10日(水)14:30～15:00 オンライン	(協議/法人後見受任の妥当性について) ①77歳、男性、レビー小体型認知症について 申立者→親族(妹) 類型→保佐類型 候補者→社会福祉協議会 審査会意見→社会福祉協議会の受任が妥当である。

(イ) 成年被後見人等受任状況 (令和5年3月31日現在)

a 法定後見/類型別受任状況 (単位/件)

認知症高齢者等				知的障害者等				精神障害者等				その他				延べ 件数								
後見	7	保佐	1	補助		後見	2	保佐		補助		後見	1	保佐	2	補助		後見		保佐		補助		13
終了	2	終了		終了		終了		終了		終了		終了		終了		終了		終了		終了		終了		2

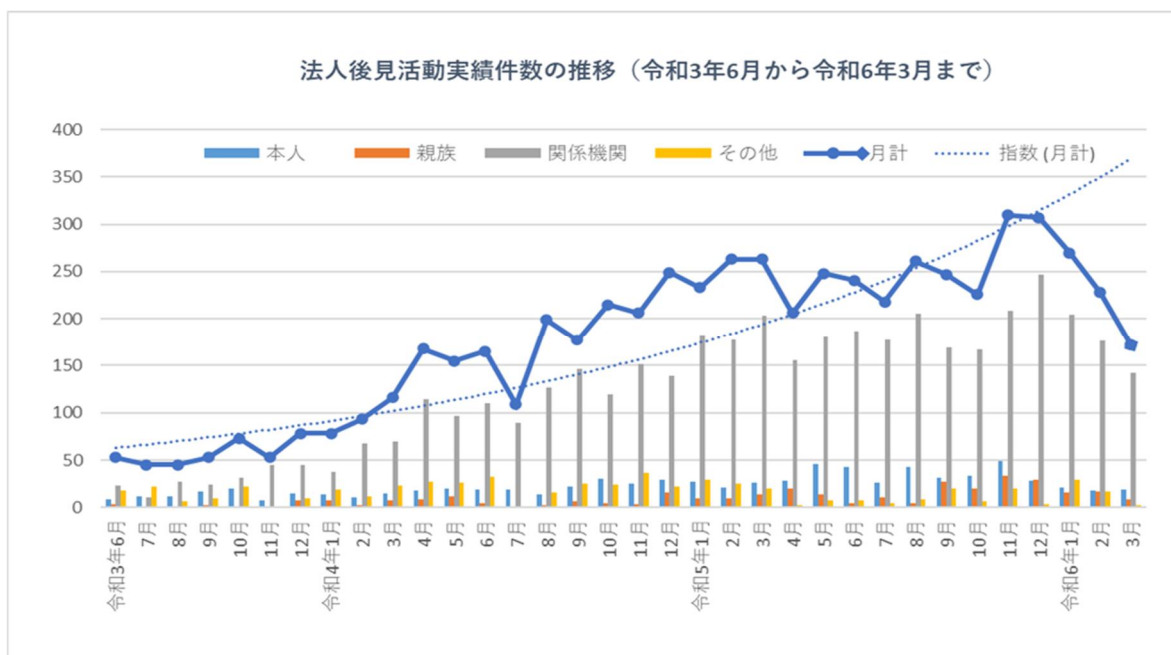
(主な活動例)

被後見人等の生活相談支援、施設入所契約、入退院契約、相続手続、墓じまい、施設等への訪問と面談(被後見人等ごとに月1回以上実施)、後見業務終了手続き等

b 法定後見/月別活動件数 (単位/件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	
延件数	206	248	241	218	261	247	226	310	307	270	228	172	2934	
内訳	本人	28	46	43	26	43	31	33	49	28	21	18	19	385
	親族	20	14	4	11	4	27	20	33	29	16	17	9	204
	関係機関	156	181	187	177	205	169	167	208	247	204	176	142	2219
	その他	2	7	7	4	9	20	6	20	3	29	17	2	126

※下半期は専門員1名減により、身上保護に関する支援方法の見直しを行った。



イ 任意後見契約

内 訳	契 約		任意後見監督人選任		合 計	
	障	高	障	高	障	高
	0	3	0	0	0	3

ウ 後見監督人受任業務
(未受任)

エ 視察研修受け入れ（情報提供含む）

日時・会場	参加者	内容
6月23日(金)	土浦市 社会福祉協議会	(情報提供・意見交換) 法人後見受任者数及び内訳、報酬付与状況、市民後見人養成講座について
7月7日(金)	取手市 社会福祉協議会	(情報提供・意見交換) 法人後見受任者数及び内訳、
8月3日(木)10:00~12:00 大穂庁舎2階ボランティアセンター会議室	我孫子市 社会福祉協議会 (千葉県) 3名	(視察研修) 法人後見受任者数及び内訳、報酬付与状況、あんしん生活支援サービスについて

8月23日(水) 電話	牛久市 社会福祉協議会	(情報提供) 入門講座とテーマ別講座について (講義内容や講師、受講対象者等)
9月22日(金)14:00~16:00 大穂庁舎2階ボランティアセンター会議室	関市 社会福祉協議会 (岐阜県) 4名	(視察研修) 法人後見受任者数及び内訳、報酬付 与状況、あんしん生活支援サービス について
11月14日(火)	墨田区 社会福祉協議会 (東京都)	(情報提供) 法人後見受任者数及び内訳、報酬付 与状況、あんしん生活支援サービス について
11月27日(月)	水戸市 社会福祉協議会	(情報提供) 法人後見受任者数及び内訳、報酬付 与状況、あんしん生活支援サービス
12月19日(火)10:00~12:00 大穂庁舎2階ボランティアセンター会議室	栃木市 社会福祉協議会 (栃木県) 5名	(視察研修) 法人後見受任者数及び内訳、報酬付 与状況、あんしん生活支援サービス について
2月1日(木)	稲敷市 社会福祉協議会	(情報提供) 市民後見人の養成状況について
2月8日(木)	土浦市 社会福祉協議会	(情報提供) 清算人選任申立ての予納金について
2月29日(木)	稲敷市 社会福祉協議会	(情報提供) 市民後見人の養成状況について

(3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

ア 講師派遣

(ア) ゆうちょ銀行つくば店社員向け研修 (主催/ゆうちょ銀行つくば店)

日時・会場	出席者	内容
1月16日(火)16:45~17:15 株式会社ゆうちょ銀行つくば店	社員 (15名)	【制度及び事業説明】 つくば市成年後見センター業務説 明、本会の法人後見、あんしん生活 支援サービス

(イ) 地域福祉出前講座（主催/つくば精神保健福祉会やすらぎの会）

日時・会場	参加者	内容
10月21日(土)13:00~15:00 谷田部老人福祉センター	会員（15名）	【制度及び事業説明】 成年後見制度のしくみ、つくば成年後見センターの業務、つくば市社会福祉協議会の法人後見、日常生活自立支援事業の説明

イ その他

(ア) 令和5年度つくば市成年後見制度利用促進定例会（共催）

つくば市とつくば市社協の連絡調整を密にし、つくば市成年後見制度推進事業を円滑に実施するため、担当部課職員による月1回の情報交換会を開催した。

日時・会場/月1回（つくば市役所、オンライン）

参加者/つくば市障害者地域支援室員、地域包括支援課員、

つくば市社協成年後見センター職員

日時	内容
第1回 4月13日(木)13:30~14:30 つくば市役所 207 会議室	報告…本事業月次報告 協議…第1回運営委員会について オンライン会議のツールについて
第2回 5月18日(木)16:00~17:15 つくば市役所 209 会議室	報告…本事業月次報告、成年後見相談ケース共有、事務連絡 協議…成年後見制度推進の考え方について オンライン会議のツールについて
第3回 6月15日(木)13:00~15:00 つくば市役所 202 会議室	報告…本事業月次報告、成年後見相談ケース共有、事務連絡 協議…第1回運営委員会について
第4回 7月13日(木)14:00~15:30 つくば市役所 205 会議室	報告…本事業月次報告、成年後見相談ケース共有、事務連絡 協議…第1回運営委員会について
第5回 8月17日(木)13:30~14:30 つくば市役所 101 会議室	報告…本事業月次報告、成年後見相談ケース共有、事務連絡 協議…事業統計の在り方について検討 法人後見業務の被成年後見人支援について 市民後見人の育成について

<p>第6回 9月14日(木)14:15～15:00 つくば市役所 205 会議室</p>	<p>報告…本事業月次報告、成年後見相談ケース共有、事務連絡 市長申立て事務の委託状況調査の現状報告 協議…事業統計の在り方について検討 日常生活自立支援の制度と運用について 第2回運営委員会について</p>
<p>第7回 10月12日(木)13:30～14:20 つくば市役所 5 階 監査委員室</p>	<p>報告…本事業月次報告、成年後見相談ケース共有、事務連絡 市長申立て事務の委託状況調査の現状報告 県内の市民後見人養成状況の現状報告 協議…市民後見人養成講座について</p>
<p>第8回 12月14日(木)13:30～14:30 オンライン開催</p>	<p>報告…本事業月次報告、成年後見相談ケース共有（日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度移行）、事務連絡 協議…市民後見人養成講座の説明会について、相談事例における専門職による成年後見制度申立て書類の代行作成について、事例検討を交えた権利擁護をテーマとした研修会の企画について、成年後見制度利用支援会議の活用について、本会の法人後見（委託事業）での報酬案件における成年後見制度利用支援事業の活用方法について</p>
<p>第9回 1月18日(木)13:00～13:20 オンライン開催</p>	<p>報告…本事業月次報告、成年後見相談ケース共有、事務連絡</p>
<p>第10回 2月28日(水)9:00～10:00 オンライン開催</p>	<p>報告…本事業月次報告、成年後見相談ケース共有、事務連絡 協議…令和6年度（2024年度）つくば市成年後見制度推進事業業務委託」事業計画（案）、つくば市成年後見制度推進事業第2期（令和6年度）市民後見人養成講座実施要項（案）、つくば市成年後見制度利用支援会議における個人情報の取り扱いについて</p>
<p>第11回 3月21日(水)16:00～16:30 オンライン開催</p>	<p>報告…本事業月次報告、成年後見相談ケース共有、事務連絡・ 協議…令和6年度成年後見制度入門講座について、つくば市成年後見制度利用支援会議における個人情報の取り扱いについて、令和6年度市民後見人養成講座事前説明会（案）について</p>

5 まとめ

(1) 成果

- ア 権利擁護支援に携わる関係機関（家庭裁判所、つくば市内の医療機関（12）、特別養護老人ホーム（11）、地域包括支援センター（6）金融機関（24））をリスト化し、成年後見センターのチラシ設置を依頼した。必要に応じて、関係機関に本会の役割について、説明を行った。成年後見制度の利用が必要と思われる方に対し、情報提供に活用いただくよう、重点目標である広報活動に注力した。ゆうちょ銀行つくば支店からは、本会の業務への理解促進を目的とした勉強会を実施したいと依頼があり、社員向けの講義を実施した。
- イ 成年後見制度啓発活動では、成年後見制度の入門講座とテーマ別講座の案内を、今まで参加していなかった関係機関を中心に訪問や郵送を通して周知し、参加者は入門講座延べ61名（昨年度36名）、テーマ別講座全4回延べ57名（昨年度全5回38名）と増加した。入門講座では今年度から社会福祉士の講師を招いて講義を行い、講義内容に昨年度のアンケートの意見を反映させた。結果、受講者の98.3%が「分かりやすかった」、「まあまあ分かりやすかった」と回答した。
- ウ 未了の被後見人等の相続手続きについて、代襲相続人の戸籍調査や遺産分割協議等を円滑に進めることができた。亡くなった被後見人については、後見終了の手続き（後見の管理の計算）や相続人代表者への引継ぎを行い、家庭裁判所への終了報告を行った。

(2) 評価

- ア 相談利用支援業務におけるつくば成年後見センターでの相談件数について、令和4年度は1300件、令和5年度は1766件と増加傾向にあり、令和5年10月では相談件数218件と過去最多となった。相談件数が増加する中でも、相談者から困りごとや不安については丁寧に聞き取りを行い、苦情等なく対応ができた。困難ケースについては、早期段階から関係者とカンファレンスを行い、チームで連携して取り組めるように対応した。
- イ 法人後見受任審査会による意見をもとに、必要な後見人等の受任を積極的に実施した。また、任意後見契約に対応するため、任意代理契約（あんしん生活支援サービス）を含めた任意後見契約を締結するなど、権利擁護に関する市民の将来不安に対応する取り組みを行った。
- ウ 法人後見業務（主に任意後見の取り組み）に対する照会が他県や県内他市町村から寄せられ、可能な限りの事業説明や情報提供を行い、本市の活動をPRした。市内の関係機関に対しては、法人後見業務について事業説明を実施し、周知活動を行った。

(3) 課 題

- ア 成年後見制度の利用相談において、相談者と本会の間で課題認識の齟齬が生じることのないよう、早期段階から権利擁護支援相談・進行管理シートを作成し、関係機関で共有することで、支援者の課題認識を共有できる体制作りを行う必要がある。
- イ 法人後見業務の任意後見契約は、市民からの相談・問合せが増加しているものの相談途中で辞退するケースも見られる。任意後見制度を必要とする人が制度を適切に利用できるよう、相談の初期段階からパンフレットを使用して制度内容や契約までの流れを分かりやすく説明するとともに、契約希望者と定期的に連絡を取り、本人が不安を抱えている問題に寄り添うことで、関係性を築けるように対応していく。

令和6年度つくば市成年後見制度推進事業計画（市）

1 成年後見制度利用促進に向けた体制整備

- (1) つくば市成年後見推進事業運営委員会の開催
- (2) つくば市成年後見制度利用促進定例会の開催
- (3) つくば成年後見センターと関係機関との意見交換会の開催
- (4) つくば市成年後見制度利用支援会議の開催協力

2 つくば市成年後見制度推進事業の委託

つくば市社会福祉協議会（つくば成年後見センター）に業務委託

- (1) 中核機関業務
 - ・ 成年後見制度の広報(普及啓発)業務
 - ・ 成年後見制度の相談(利用支援)業務
 - ・ 成年後見人等の受任者調整支援業務
 - ・ 市民後見人養成及び支援業務
 - ・ 後見人支援業務
 - ・ 地域連携ネットワークの構築業務
- (2) 法人後見業務
 - ・ 法人後見受任業務
 - ・ 後見監督人受任業務
- (3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

3 成年後見制度等の総合相談業務

- (1) 市民や関係機関等からの成年後見制度等に関する相談対応
- (2) つくば成年後見センターとの連携強化

4 市長申立の手続きの実施

親族が不在また親族による申立てが見込みまれない場合に、成年後見制度市長申立てを行う

5 つくば市成年後見制度利用支援事業の実施

- (1) 成年後見制度の申立て審判費用の助成
- (2) 後見人等への報酬費用の助成

6 成年後見制度等の普及啓発

- (1) 出前講座、施設や職能団体への研修の実施
- (2) ポスターやパンフレット等を活用した周知啓発

「令和6年度(2024年度)つくば市成年後見制度推進事業業務委託」事業計画

(つくば市社会福祉協議会)

1 受託業務概要

老人福祉法第32条の2、介護保険法第115条の45第3項、障害者総合支援法第77条、知的障害者福祉法第28条の2、精神保健福祉法第51条の11の3及び成年後見制度利用促進法第5条に基づき、成年後見制度の推進を旨とした「つくば市成年後見制度推進事業実施要項」を基本とし実施します。

2 実施体制

(1) 拠点

本会が設置する「つくば成年後見センター」において本事業を実施します。また、包括的な権利擁護活動を行うため、日常生活自立支援事業（茨城県社会福祉協議会から一部受託）及びあんしん生活支援サービス（任意後見事業／本会自主事業）と連携します。

つくば成年後見センター

所在地／つくば市筑穂1-10-4（大穂庁舎1階、社会福祉協議会内）

連絡先／TEL029-879-5511 e-mail:tsukuba.koken@gmail.com

(2) 従事職員（本事業分）

職種（種別、資格、）	担当業務	財源
所 長（常勤兼務、社会福祉士）	統括	室長級3月
専門員2名（常勤専従、社会福祉士）	中核機関業務	主任級12月＋主事級12月
専門員2名（常勤専従、社会福祉士）	法人後見業務	（市補助金）

【参考】

つくば成年後見センターには、日常生活自立支援事業及びあんしん生活支援サービスを担当する専門員（常勤専従、社会福祉士、市補助金12/12）を2名配置します。

3 事業

(1) 中核機関業務

ア 成年後見制度の広報（普及啓発）業務

(ア) 研修会やセミナー等の企画・開催

a 成年後見制度入門講座

生活に身近な会場で成年後見制度（法定後見、任意後見）概要をわかりやすく説明する入門的な講座とし、専門家が解説します。

実施時期（予定会場）等	内 容
第1四半期 （社会福祉協議会本部） ※参加者/各回20名	後見人の業務について 申立時の注意点について つくば成年後見センターの活動について （社会福祉士）

b 成年後見制度テーマ別講座「終活と成年後見制度」

終活に関連する各種テーマを設定（終活、今どきの葬儀事情、任意後見契約と任意契約、金融資産と成年後見制度、遺言）し、それぞれの専門家が解説します。

実施時期（予定会場）等	内 容（講師等）
第2四半期（市役所） ※参加者/各回20名	終活（相続診断士、終活カウンセラー） 今どきの葬儀事情（市内葬儀場運営企業、弁護士） 任意後見契約と任意契約について（弁護士） 金融資産と成年後見制度（金融機関） 遺言について学ぶ（司法書士）

c 成年後見制度相談会

介護相談や障害者相談支援の現場において、成年後見制度の適切な利用に繋がるよう、支援者が抱える事例に対して、専門職からアドバイスをいただき、参加者で共有する講座を開催します。

実施時期（予定会場）等	内 容（講師等）
第3四半期 （社会福祉協議会本部） ※参加者/各回10名	権利擁護関係の相談会（弁護士・社会福祉士等の専門職） ※事前にお困りの事例をお伺いし、事例について座談会形式で解説いただきます。

(i) 研修会へ参加

地域連携ネットワークの各機関や団体が開催する研修会等において、専門員が制度及び各種事業について説明します。

実施時期（予定会場）等	内 容
通年 （市内各会場）	民生委員連絡協議会、シルバークラブ連合会、地域包括支援センター定例会、地域サロン等

(ウ) パンフレット、ポスター等の作成・配布

相談（利用支援）業務のほか、各種研修会及び会議等で配布します。また、家庭裁判所土浦支部、各金融機関支店窓口、ショッピングモール等に広報物の設置協

力をいただきます。

実施時期（予定会場）等	内 容
通年 （市内関係機関窓口ほか）	<ul style="list-style-type: none"> ・活用ハンドブック（ホームページ掲載） ・配布用印刷物（チラシ等） ・各関係発行物の配布（裁判所、法務省、茨城県社協） ・社協機関紙「社協通信つくば」（47,000部発行/区会配布）

イ 成年後見制度の相談(利用支援)業務

成年後見制度の利用について丁寧に説明します。必要に応じて制度利用までの手続き等を弁護士法に抵触しない範囲で支援します。

実施時期（予定会場）等	内 容
通年 （成年後見センター）	窓口相談支援、出張相談支援 ※本部窓口／平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで ※出張相談（予約）

ウ 成年後見人等の受任者調整支援業務

(ア) 親族後見人・市民後見人及び候補者等の支援

親族や市民が後見人等候補者段階、または後見人等に就任した後の継続的な支援体制を調整します。

(イ) 専門職後見人の受任者調整（マッチング）

専門職による後見等が想定される場合、専門職団体（地域連携ネットワークに参加する各関係機関）と連携し、適切な後見人等候補者を選定・推薦します。

(ウ) つくば市成年後見制度利用支援会議兼法人後見受任審査会

後見人等候補者の推薦及び専門員による支援業務の専門性を確保、並びに後見人等の活動に対する助言や社会福祉協議会による後見人等受任の適否判断を行う機関として、地域連携ネットワークの参加主体を代表する委員による会議体を設置・運営します。

※開催予定／毎月 1 回（オンライン）

つくば市成年後見制度利用支援会議委員兼法人後見受任審査会委員名簿

(任期/令和5年4月12日～令和8年3月31日)

No.	氏名	職種	所属	備考
1	椎名 清和	学識経験者	つくば国際大学	委員長
2	萩原 直木	医師	つくば市医師会推薦	副委員長
3	漆川 雄一郎	弁護士	茨城県弁護士会推薦	
4	渡辺 季代子	司法書士	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部推薦	
5	上田 和寿	社会福祉士	茨城県社会福祉士会推薦	
6	岡田 治美	課長	つくば市福祉部障害福祉課	
7	相澤 幸子	課長	つくば市福祉部地域包括支援課	

(敬称略)

つくば市成年後見制度利用支援会議	法人後見受任審査会
(具体的役割) ・本人の状況に応じて適切な成年後見人等候補者を家庭裁判所に推薦 ・市民後見人や親族後見人を支援する後見人支援の取組を推進 ・権利擁護活動に係る相談事例について、専門的見地から助言	(具体的役割) ・社会福祉協議会に対する成年後見人等の受任要請を審査 ・社会福祉協議会が実施する後見活動等について、専門的見地から助言

エ 市民後見人養成及び支援業務

(ア) 市民後見人養成研修(第二期)の開催

成年後見人等の担い手の確保と市民参加を目的とした研修を開催します。

実施時期(予定会場)等	内容
第3四半期、第4四半期 (市役所ほか) ※参加者/20名程度	・事前説明会 ・厚生労働省「市民後見人養成のための基本カリキュラム」に準拠した研修プログラムを構成します。

(イ) 活動の場の提供

市民後見人養成講座修了生のうち希望者には、つくば市社会福祉協議会が実施する法人後見業務及び日常生活自立支援事業の各権利擁護活動(特に「見守り」に

特化した活動)に従事いただく場を提供します。

※活動にあたり、代理人設定された利用者の預金口座を各金融機関窓口で取り扱うため、社会福祉協議会の臨時職員として雇用します。

実施時期（予定会場）等	内 容
第4四半期 （社会福祉協議会本部） ※参加者/希望者	・事前説明会 業務説明及び雇用手続き説明 ※活動は次年度になります。

(ウ) フォローアップ研修

市民後見人養成講座修了者を対象に、身上保護の見守り活動を行う上で、必要と考えられる知識の習得および情報交換の場を設けることで、個別援助技術の維持向上を図る。

実施時期（予定会場）等	内 容
第4四半期 （社会福祉協議会本部） ※参加者/修了生	2時間程度 ・個別援助技術の向上を目的とし、活動分野に関連する専門職を講師とした講義を受講する。

オ 後見人支援業務

後見人等活動が円滑に実施できるように、また、意思決定支援の際の課題整理と解決のために、「ウ 受任者調整支援業務」と連動した後見チーム体制の構築を支援します。

実施時期（予定会場）等	内 容
通期 （市役所） ※参加者/後見人等受任者ほか	・後見人等就任時の事例引継ぎ ・被後見人等に対する支援者との打ち合わせ ・後見人等活動に際しての課題整理 ・利用支援会議員（専門職）によるアドバイス

カ 地域連携ネットワークの構築業務

(ア) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の開催協力

実施時期（予定会場）等	内 容
通期（年2回程度） （市役所） ※参加者/運営委員	・つくば市成年後見制度推進事業 事業計画及び事業報告について ・第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における各取り組みの進捗説明等

(イ) 関係機関や民間ネットワーク等による事例検討会への参加

実施時期（予定会場）等	内 容
通期（必要に応じて） （市役所ほか） ※参加者/ 専門員	各関係機関等による事例検討に際し、権利擁護分野の 取り組み説明や事例中の課題分析・発表等

(2) 法人後見業務

ア 法人後見受任業務

後見業務は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人等となることにより、成年被後見人等の財産管理、身上保護を行い、その権利を擁護します。

実施時期（予定会場）等	内 容																																																		
通期 （市内ほか）	令和6年3月末日現在の受任状況 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">認知症高齢者等</th> <th colspan="3">知的障害者等</th> <th colspan="3">精神障害者等</th> <th colspan="3">その他</th> <th>延べ 件数</th> </tr> <tr> <th>後見</th> <th>7</th> <th>保佐</th> <th>1</th> <th>補助</th> <th>後見</th> <th>2</th> <th>保佐</th> <th>補助</th> <th>後見</th> <th>1</th> <th>保佐</th> <th>2</th> <th>補助</th> <th>後見</th> <th>保佐</th> <th>補助</th> <th>13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>終了</td> <td>2</td> <td>終了</td> <td>終了</td> <td>終了</td> <td>終了</td> <td>終了</td> <td>終了</td> <td>終了</td> <td>終了</td> <td>終了</td> <td>終了</td> <td>終了</td> <td>終了</td> <td>終了</td> <td>終了</td> <td>終了</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	認知症高齢者等				知的障害者等			精神障害者等			その他			延べ 件数	後見	7	保佐	1	補助	後見	2	保佐	補助	後見	1	保佐	2	補助	後見	保佐	補助	13	終了	2	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	2
認知症高齢者等				知的障害者等			精神障害者等			その他			延べ 件数																																						
後見	7	保佐	1	補助	後見	2	保佐	補助	後見	1	保佐	2	補助	後見	保佐	補助	13																																		
終了	2	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	2																																		

※要請があれば後見監督人として活動します。

4 その他、権利擁護活動との連携

見守りから成年後見制度利用までの包括的な権利擁護サービス体系を構築するため、次の事業を実施する。

(1) 日常生活自立支援事業（茨城県社協事業、つくば市社協一部受託、第2種社会福祉事業）

認知症高齢者や知的障害・精神障害等で、判断能力が不十分な方を対象に、専門員や生活支援員により、利用者が自立した地域生活を送れるよう支援する。

実施時期（予定会場）等	内 容
通期(原則、市内) ※契約によるサービス提供 ※茨城県社協による審査あり	<p>【実施業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス利用援助（基本サービス） 日常的金銭管理サービス（付随サービス） 書類等の預かりサービス（付随サービス） <p>【契約者数、サービス料金】</p> <p>32名（令和6年3月末現在） （内訳）認知症高齢者8名、知的障害者6名、精神障害者18名 利用料1,100円/時間（以降、加算あり）</p> <p>【実施体制】</p>

	a 専門員／6名（常勤兼務5名、非常勤専従1名） b 支援員／14名（非常勤、月1回3時間程度の活動） ※つくば市社会福祉協議会で雇用し、茨城県社会福祉協議会に登録
--	--

(2) あんしん生活支援サービス事業（つくば市社協事業）

認知症等のため判断能力が低下して生活に支障が生じた場合に備え、定期的に訪問や連絡を行う「見守り契約」、自分の財産管理やその他生活上の事務について委任する「財産管理契約」、亡くなった後のご本人の希望を実現する「死後事務委任契約」の3つの委任契約に加え、判断能力が低下した時に支援する「任意後見契約」をパッケージで提供する。

実施時期（予定会場）等	内 容
通期 （市内ほか） ※契約によるサービス提供 ※法人後見受任審査会による審査あり	【実施業務】 委任契約 ・見守り契約(任意後見契約と併用)による事務 ・財産管理契約による事務 ・死後事務委任契約 による事務 ※公正証書遺言作成支援含む（遺言執行者就任あり） 任意後見契約 【契約者数、サービス料金】 3名（令和6年3月末現在） 契約手続き支援料 30,000円、基本料金 3,000円／月 個別サービス利用料（直接支援分）時間 1,500円（以降、加算あり） 【実施体制】 a 専門員／3名（常勤兼務3名） b 支援員／14名（非常勤、月1回3時間程度の活動）

第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の取組等について

令和6年（2024年）7月5日（金）

令和6年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会



つくば市の概要

項目／年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
● 人口	247,399人	252,286人	254,949人
● 面積	283.72km ²	283.72km ²	283.72km ²
● 高齢者人口（65歳以上）	47,901人	48,460人	49,192人
● 高齢化率	19.36%	19.21%	19.29%
● 認知症高齢者数	4,619人	4,726人	4,735人
● 地域包括支援センター	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所
● 障害者相談支援事業所	24ヶ所	26ヶ所	31ヶ所
● 療育手帳 所持者数	1,392人	1,464人	1,538人
● 精神障害者保健福祉手帳 所持者数	4,943人	5,417人	5,973人
● 日常生活自立支援事業延べ利用者	40人	40人	32人

※ 4月1日時点

※ 認知症高齢者数：認知症自立度Ⅱ以上

※ 精神障害者保健福祉手帳所持者：自立支援医療（精神通院）受給者を含む。

計画策定の背景

背景

認知症や精神、知的障害等で財産管理や日常生活等に支障がある人たちへの支援として、成年後見制度の活用が推奨されていたが、利用件数の少なさ、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用、後見人等への支援体制の薄さ等の課題があった。



成年後見制度の利用の促進に関する法律（公布：平成28年4月15日 施行：同年5月13日）

- 成年後見制度の利用促進に関する基本理念、国の責務等が定められる。



成年後見制度利用促進基本計画（第1期：平成29年度～令和3年度、第2期：令和4年度～令和8年度）

- 成年後見制度の運用改善（利用のしやすさ）、地域連携ネットワークづくりの推進など



つくば市成年後見制度利用促進基本計画（第1期：令和3年度～令和5年度、第2期：令和6年度～令和8年度）

- 本人らしい生活ができるような制度の運用・改善、地域連携ネットワークづくりの強化など

第2期計画における目標

目標1

本人らしい生活が継続できるように制度の運用・改善を図ります。

- 1 本人の意思決定に寄り添った運用
- 2 保佐、補助の利用促進
- 3 任意後見制度の利用促進

目標2

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、更なる強化を図ります。

- 1 多様な機関・団体が参加する地域連携ネットワークづくり
- 2 担い手の確保の推進
- 3 権利擁護支援に関する相談窓口の情報発信と普及

第2期計画における施策

施策1

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化

保健、医療、福祉、法律、金融、その他利用者の日常生活に関わる様々な機関がつながることで、包括的で個別の状況に応じた連携体制を構築するために地域連携ネットワークを強化します。

施策2

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化

市が委託するつくば市社会福祉協議会内に設置された「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付けます。成年後見制度の利用促進を効果的に行うため、広報・相談・成年後見制度利用支援・後見人支援の業務を行いながら、中核機関としての更なる機能強化を図ります。

第2期計画における活動指標と取組①

1 利用者の把握と早期発見・早期支援

概要	財産管理や必要なサービスの利用手続きが困難な人々や、虐待防止等の権利擁護支援が必要な人々を発見し、速やかに必要な支援につなげるため関係機関と連携しながら相談に応じます。
第1期計画の課題	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数の増加に伴い、幅広い相談窓口における対応が必要 本人の意思決定能力が保たれている段階から支援が行われるように、生活全体を見渡す中で課題の把握が必要
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 周知が十分なところと不足しているところを把握し、早期発見と早期支援に向けた効果的な周知活動を実施します。 ケアマネジャーやヘルパー等の直接支援業務を行っている事業所と権利擁護に関する事例検討を行う等して連携を強化します。
第2期計画の取組	<ul style="list-style-type: none"> 相談の初期段階から「権利擁護支援相談受付シート」を用いて支援者と権利擁護の必要性や課題を共有できる機会をもうける等して、関係者との連携を強化し支援を進めます。 障害者・高齢者虐待防止対策支援事業を実施します。

活動指標

権利擁護の相談延べ件数（件）

相談機関／年度	令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
基幹相談支援センター(※1)	49 (70)	125 (75)	117 (80)	(120)	(125)	(130)
地域包括支援センター(※2)	370 (550)	353 (580)	314 (600)	(610)	(620)	(630)
つくば成年後見センター	827 (250)	1,300 (270)	1,766 (290)	(400)	(450)	(500)

※1 障害者地域支援室と委託障害者相談支援事業所4か所の合計

※2 地域包括支援課と委託地域包括支援センター6か所の合計

第2期計画における活動指標と取組②

2. 各種制度の利用促進について

概 要	利用者一人ひとりの能力に応じた権利擁護支援を行えるように、成年後見制度と日常生活自立支援事業等の各種制度の利用が促進されるように取り組みます。
第1期計画の課題	意思決定支援に携わる支援者が本人の状況に応じて各種制度の利用を見越した権利擁護支援を実施できるように、効果的な周知が必要
今後の方針	権利擁護支援内容を判断できる支援者向けツールの配備等を行い、各種制度の利用促進を目指します。
第2期計画の取組	活用ハンドブックの周知を行い、支援者の検討ツールとして活用しながら、個別性を踏まえた支援を進めます。

活動指標

① 日常生活自立支援事業延べ利用件数（件）

令和3年度 (2021年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
32 (3) (40 (10))	40 (12) (50 (10))	40 (12) (60 (10))	(50 (10))	(60 (10))	(70 (10))

② 成年後見制度の利用者数（人）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
181 (※1) (190)	173 (※2) (200)	184 (※3) (210)	(215)	(220)	(225)

※1 内訳：後見142人、保佐31人、補助6人、任意後見2人（令和3年10月1日時点 水戸家裁調査結果）

※2 内訳：後見136人、保佐30人、補助6人、任意後見1人（令和4年10月1日時点 水戸家裁調査結果）

※3 内訳：後見142人、保佐33人、補助7人、任意後見2人（令和5年10月2日時点 水戸家裁調査結果）

第2期計画における活動指標と取組③

3 講座・研修の実施について

概要	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、つくば市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、区会等（以下、「各関係機関等」という）と連携し、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等を積極的に行い、効果的な広報活動を推進します。
第1期計画の課題	制度の利用が見込まれる人や権利擁護支援の実施が見込まれる各関係機関等に情報が行き届く周知方法の検討が必要
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 市民、支援関係者への周知状況に応じて、チラシの配布や研修・セミナー等効果的な周知方法を検討します。 行政・医療・金融機関、家庭裁判所にチラシやパンフレットを設置します。
第2期計画の取組	<ul style="list-style-type: none"> 支援関係者への訪問や郵送により講座の周知とチラシの配布を行う。 市報への掲載、SNSによる発信を通して、市民に幅広く周知を行う。

活動指標

① 入門的内容の講座参加者が制度利用に積極的になった割合（％）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
97 (50以上)	89 (50以上)	87 (50以上)	(75以上)	(75以上)	(75以上)

※出張による講座やつくば成年後見センターが実施する入門講座、テーマ別講座をいう。

※参加者アンケートにより集計

② 応用的内容の研修参加者が他者に説明できる自信をつけた割合（％）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
67 (50以上)	75 (50以上)	未実施 (50以上)	(75以上)	(75以上)	(75以上)

※市民・専門職向けの研修会をいう。

※参加者アンケートにより集計

第2期計画における活動指標と取組④

4 成年後見人等の業務支援について

概要	親族後見人、市民後見人等から後見人等としての支援に関する相談に応じるとともに、必要に応じて専門職を交えた連携体制を構築します。
第1期計画の課題	後見人等からの円滑な相談アクセスを確保するための相談体制の整備と相談方法に関する周知が必要
今後の方針	親族後見人が選任された際に中核機関の案内を十分に行えるよう、家庭裁判所と密な情報共有を行う等して連携を強化します。
第2期計画の取組	<ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所に成年後見センターのチラシを設置する。 申立て支援の段階から、成年後見人等選任後に成年後見センターが行う支援について案内する。また、親族が成年後見人等として選任された場合、困りごとはないか等のヒアリングを行い、家庭裁判所と連携を取りながら対応していく。

活動指標

成年後見人等からの相談実人数（人）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
4 (5)	2 (7)	5 (10)	(11)	(12)	(13)

第2期計画における活動指標と取組⑤

5 市民後見人（法人後見支援員）の活動状況

概要	利用者の生活に寄り添うことができる多様な担い手を確保するため、地域の住民から市民後見人を育成します。
第1期計画の課題	担い手育成の観点から、市民後見人の育成・活動方針の再検討が必要
今後の方針	これまでの市民後見人の活動状況を踏まえ、第2期の市民後見人養成講座を企画します。
第2期計画の取組	<ul style="list-style-type: none"> 単独で活動できる市民後見人の養成に向けて進めていく。 市内の金融機関、医療機関、窓口センター等にチラシ・ポスター設置の依頼をする。民生委員児童委員連絡協議会やSNS、市報への掲載を通して、講座の周知を行う。

活動指標

延べ活動回数（回）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
19 (30)	79 (40)	68 (50)	(60)	(70)	(80)

第2期計画における活動指標と取組⑥

6 チーム会議への中核機関の参加について

概要	中核機関としてつくば成年後見センターがチーム会議に参加することで地域の見守り体制を強化し、本人の状況を継続的に把握し対応できる仕組みを構築します。
第1期計画の課題	円滑な連携を図るために、各関係機関等の役割や関与するのに適切な場面を把握できる取組が必要
今後の方針	連携強化のため、各関係機関等の役割や関与する適切な場面の把握について共有できる取組を周知します。
第2期計画の取組	成年後見制度の適切な利用に繋がるよう、対象者が抱える課題に対して、各関係機関等の役割や関与する適切な場面の把握を共有する。必要に応じて、弁護士等の専門職から助言を求められる場を提供できるよう、調整を行う。

活動指標

参加回数（回）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
13 (12)	4 (18)	11 (24)	(26)	(28)	(30)

権利擁護支援相談・進行管理シート

氏名 | 性別 | 女性 | 生年月日 | 生 (歳)

ステップ①

1 初回相談（各機関の総合相談票に基づく聞き取り） 記入日 /

→権利擁護、成年後見制度に関する相談のうち、
 継続支援となるものは、相談票と併せて本シート様式 1 で進行管理
 ※但し、虐待（疑い含む）ケースについては「高齢者虐待防止対応マニュアル」または「障害者虐待防止対応マニュアル」に沿って進めるため本シートでの進行管理は不要

2 重大な課題（虐待ケースは除く）の有無 記入日 /

- ある
 - 法的措置（債権整理、相続未対応等）の必要性が発生
 - 福祉サービスが利用できない状況（契約能力がなく入所できない等）
 - 財産・金銭管理ができない状況（施設に一時的に管理してもらっている等）
- ない

→重大な課題の有無を問わず、アセスメントにより対応手段を検討

3 課題の整理と対応方法の検討（アセスメント） 記入日 /

ステップ②

	課題と思われる項目	可能性のある対応手段	法定後見の必要性
判断能力	<input type="checkbox"/> 判断能力の低下の進行 ※判断能力の低下の進行は、環境の変化、脱水や低栄養、薬の副作用で出現することもある。	<input type="checkbox"/> 日常生活のケアの見直し <input type="checkbox"/> 服薬への支援・再整理 <input type="checkbox"/> 適切な医療への支援 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> あり
	<input type="checkbox"/> 将来への備え（現在は契約能力あり） <input type="checkbox"/> 身寄りが無い、頼りたくない <input type="checkbox"/> 親亡き後、自分亡き後の家族支援の不安	<input type="checkbox"/> 任意後見制度の利用 <input type="checkbox"/> あんしん生活支援サービスの利用 <input type="checkbox"/> 見守り契約 <input type="checkbox"/> 財産管理契約 <input type="checkbox"/> 死後事務委任契約 <input type="checkbox"/> 公正証書作成支援 <input type="checkbox"/> その他（成年後見制度の利用）	
具体的な課題	<input type="checkbox"/> 法的保護の必要性、法的課題 <input type="checkbox"/> 消費者被害（未遂含む） <input type="checkbox"/> 虐待や搾取・権利侵害への予防 <input type="checkbox"/> 債務整理が必要 <input type="checkbox"/> 相続未対応 <input type="checkbox"/> 訴訟が必要 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> つくば市役所担当課への相談 <input type="checkbox"/> つくば市消費生活センターへの相談 <input type="checkbox"/> 法テラス茨城への相談 <input type="checkbox"/> つくば成年後見センターの利用 <input type="checkbox"/> その他（成年後見制度の利用）	<input type="checkbox"/> あり
	<input type="checkbox"/> 金銭管理・契約行為の課題 <input type="checkbox"/> 預貯金が引き出せない <input type="checkbox"/> 使いすぎてしまう（負債・滞納有）	<input type="checkbox"/> 金融機関への個別相談 <input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援制度の利用 <input type="checkbox"/> 家計相談支援	

具体的な課題	<input type="checkbox"/> 支払いの必要性が理解できない <input type="checkbox"/> 居宅生活の継続困難 <input checked="" type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 財産活用が必要	<input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業の利用	<input type="checkbox"/> あり
	<input checked="" type="checkbox"/> 意思決定支援についての課題 <input type="checkbox"/> 本人の意思を確認していない <input type="checkbox"/> 本人の意思が不明確・把握困難 <input type="checkbox"/> 本人の望むことが実現困難 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> コミュニケーションの工夫 <input type="checkbox"/> 本人の意思決定を行うための最適な環境づくり (人・場所・タイミング) <input type="checkbox"/> 意思決定支援のための会議の開催 <input type="checkbox"/> その他 ()	

アセスメントのための追加調査の実施 (関係者へのヒアリング・本人との面談 等)

4 協議・検討

記入日 /

- チーム会議の開催 (月 日 場所 /)
- 出席者 (、 、 、)
- チーム会議への専門職派遣依頼
月 日 に が に連絡済み
- 本人の意思の確認
- 本人の意思が不明確・把握困難
- 意思決定支援を希望している
- 具体的に希望する支援者がいる / 氏名)
- 具体的に希望する支援者はいない

5 法定後見制度の利用の有無 (3 法定後見の必要性のチェック状況) 記入日 /

- 必要なし (チェックなし)
 - ➔理由 相談支援機関内の他部門の支援につなぐ)
 - 他の支援機関につなぐ)
 - その他 () ➔終了
- 必要あり (チェックあり) → **ステップ3**へ進む
 - 成年後見類型
 - 補助類型：申立・同意権・取消権・代理権への本人同意
 - 保佐類型：代理権への本人同意

6 申立人の検討

記入日 /

- 制度説明→説明を受けた者
- 本人 親族 (続柄： / 氏名)
- 本人申立可能
- 本人申立て困難 (親族申立検討)
 - ➔ 親族申立可能→申立予定者 (続柄： / 氏名)
 - 親族申立困難→本人申立・親族申立いずれも困難な場合は市長申立を検討
- 市長申立へつなぐ (担当課 / 担当者)

ステップ②

ステップ③

7 申立支援

記入日／

(1) 診断書の取得

- 本人情報シートの記入または取得支援 不要
 診断書取得についての支援 必要（記入者： ）
 不要
 必要（医療機関名 ）

(2) 申立書類の作成

- 申立書類一式と記入例の配布／作成支援
 不要
 必要→ 申立書類の作成（有料）を行う専門職団体を紹介（ ）
 つくば成年後見センターの書き方支援（無料）を利用
（ 月 日 ）

(3) 後見人等候補者選定についての支援

- 不要→ 親族が後見人等を予定（続柄： /氏名 ）
 必要→ 専門職の後見人等候補者を紹介
→ 紹介パンフレット配布 団体への連絡調整
→ 候補者選定が困難なため、つくば市成年後見制度利用支援会議で検討
 ① 受任調整会議に諮る（ 月 日 ）
 ② 権利擁護支援相談受付シートを会議員へ送付（ 月 日 ）
 ③ 受任調整会議結果報告書、権利擁護支援相談受付シートを専門職団体へ送付
（ 月 日 ）
 ④ 本人（・申立人）・後見人等候補者の顔合わせ日の調整
（候補者： 月 日 ）

(4) 申立同行者の調整

- 不要 必要→ （同行者／ ）

8 後見人等選任後、概ね1カ月以内※にチーム会議の開催

記入日／

※家庭裁判所への就任時初回報告の期限内を目安に開催

- 後見人を含むチーム会議の調整
（ 月 日 場所/ ）
 後見人に対応してもらいたい課題、支援方針の共有
 緊急時の連絡体制、役割分担の確認

9 終了

記入日／

ステップ
③ステップ
④

事案／概要

基本情報	
〇〇から相談	
本人の意向	
親族情報	
身上保護	
財産管理	
支援課題	
申立人	

権利擁護支援相談受付シート①

記入年月日

記入者名

基本事項

氏名

性別

生年月日

(歳)

住所

居住地

相談概要

生活歴・職歴

自宅の状況

一戸建て 集合住宅 (公営 民間)

名義 自己所有 家族所有 処分済み (売却 取り壊し)

自宅以外の居所 施設等 → 病院 特養 老健
 その他 ()

室内の状況 普通 要整理 不明

世帯構成 独居 同居 ()

主な既往歴
 病名 () → 医療機関 ()
 病名 () → 医療機関 ()
 病名 () → 医療機関 ()

福祉サービス等の利用状況

要介護度 非該当

認定区分 | 認定期間 | ~

認知症高齢者日常生活自立度 自立 I II II a II b
 III III a III b IV M

障害高齢者日常生活自立度 自立 J1 J2 A1 A2
 B1 B2 C1 C2

長谷川式スケール 未実点/30点
 MMSE (認知症スクリーニング検査) 未実点/30点

障害手帳
 精神障害者保健福祉手帳 級
 療育手帳 (等級)
 身体障害者手帳 種 級【障害名】()

本人の心身状況

身体状況
 視力 普通 弱視 全盲 身長 cm
 聴力 普通 やや難聴 難聴 体重 kg
 発語 明瞭 少し明瞭 不明瞭
 拘縮 なし 弱い 強い

日常生活動作状況
 歩行 自立 一部介助 全部介助
 食事 自立 一部介助 全部介助
 排泄 自立 一部介助 全部介助
 入浴 自立 一部介助 全部介助

認知機能
 意思の伝達 伝達できる 伝達できない場合がある
 ほとんど伝達できない 伝達できない

	日常的行為の理解	<input type="checkbox"/> 理解できる	<input type="checkbox"/> 理解できない場合がある
		<input type="checkbox"/> ほとんど理解できない	<input type="checkbox"/> 理解できない
	短期的な記憶	<input type="checkbox"/> 記憶できる	<input type="checkbox"/> 記憶していない場合がある
		<input type="checkbox"/> ほとんど記憶できない	<input type="checkbox"/> 記憶できない
	家族等の認識	<input type="checkbox"/> 正しく認識している	<input type="checkbox"/> 認識できていないところがある
		<input type="checkbox"/> ほとんど認識できていない	<input type="checkbox"/> 認識できていない
	意思決定	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 特別な場合を除いてできる
		<input type="checkbox"/> できない	<input checked="" type="checkbox"/> 日常的に困難
	会話能力	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 時々可能
		<input type="checkbox"/> 単語で応答	<input type="checkbox"/> 不可
精神状態 (精神症状)	<input type="checkbox"/> 心気症状	<input type="checkbox"/> 不安	<input type="checkbox"/> 焦燥
	<input type="checkbox"/> 妄想	<input type="checkbox"/> せん妄	<input type="checkbox"/> 抑うつ状態
		<input type="checkbox"/> 睡眠障害	<input type="checkbox"/> 興奮
			<input type="checkbox"/> 幻覚
			<input type="checkbox"/> その他 ()
問題行動	他害行為	<input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> 時々ある
	自傷行為	<input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> 時々ある
	不潔行為	<input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> 時々ある
	徘徊	<input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> 時々ある
	不穏興奮	<input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> 時々ある
	火の扱い	<input type="checkbox"/> 常に注意	<input type="checkbox"/> 喫煙者
			<input type="checkbox"/> なし
医療的な処置	<input type="checkbox"/> 経管栄養	<input type="checkbox"/> 気管切開	<input type="checkbox"/> 中心静脈栄養
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 人工透析
退院の見通し	<input type="checkbox"/> 退院可能	➔ 退院先 ()	<input type="checkbox"/> 退院不可
在宅生活の継続	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 援助があれば可能	<input checked="" type="checkbox"/> 困難
	<input type="checkbox"/> 不可能 ()		

権利擁護支援相談受付シート②

本人の財産の状況

収入と支出

(令和 年 月 日現在)

収入月額	支出月額 ￥
年金 ()	
合計	合計

資 産

預貯金等金融資産	負 債
合計	
不動産その他	
合計	合計

特記事項

管理状況

- 本人が管理している
- 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
- 親族又は第三者が管理している

【支援者（管理者）情報】

氏名

本人との関係 親族 知人・友人 その他 ()

日常生活自立支援事業の利用 あんしん生活支援サービスの利用

支援内容

管理上の課題

- 金融機関の手続き 不明財産の手続き 不動産の処分
- 負債整理 遺産相続 消費者被害
- その他 ()

特記事項

権利擁護支援相談受付シート③

本人の周辺状況

親族関係	氏名	年齢	続柄	交流
	○ 氏名	年齢	続柄	交流
	氏名	年齢	続柄	交流
	氏名	年齢	続柄	交流
	氏名	年齢	続柄	交流
	氏名	年齢	続柄	交流

(記号説明)

男性 女性 ※本人は二重線、×は死亡、記号内数字は年齢
/ 離婚 = 婚姻関係 … 内縁関係 同居グループ

推定相続人 いる (具体的に) |
 いない

親族又は知人との関係性・トラブル 支援が必要な家族あり 虐待の恐れ 近隣とのトラブル
 その他 ()

特記事項

本人の目指す暮らし (意思決定支援のポイント)

今後の対応

成年後見制度 (法定後見) の利用 日常生活自立支援事業の利用 法律相談
 その他 ()

成年後見制度の内容 (利用支援会議(受任調整)への付議)

- 申立てに関する
本人の認識
申立類型
かかりつけ医
申立人
報酬助成
- 説明しており、知っている
 - 説明しておらず、知らない
 - 成年後見 保佐 補助 任意後見 不明
 - あり(医療機関名)
 ↳ 成年後見用診断書作成依頼 できる できない
 - 本人 親族 市町村長
 - 対象 対象外 未定

後見事務の内容

身上保護

- 日常生活の見守り
- ご本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
- 健康診断等の受診
- 治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い
- 福祉施設の入退所契約の締結、費用の支払い
- サービス利用契約の締結、サービス内容の確認、見守り
- 教育・リハビリに関する契約の締結、費用の支払い
- その他 ()

財産管理

- 預貯金通帳、印鑑の管理
- 収支の管理(預貯金管理、年金・給与の受取り、公共料金、税金支払い等)
- 不動産の管理、処分
- 遺産分割
- ご本人が不利益な契約を組んでしまった場合の取り消し
- その他 ()

特記事項

会 議 録

会議名称		令和6年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会				
開催日時		令和7年(2025年)1月31日 開会 13:30 閉会 14:50				
開催場所		つくば市本庁舎 203 会議室				
事務局(担当課)		福祉部障害者地域支援室、地域包括支援課				
出席者	委員	椎名清和、漆川雄一郎、武石佳宏、萩原直木、大脇富士子、江藤睦、山下広見、田邊佐貴子、長卓良				
	その他	水戸家庭裁判所土浦支部 主任書記官 川又智徳				
	事務局	福祉部 : 根本部長 : 相澤次長 障害福祉課 : 岡田課長 障害者地域支援室 : 福田室長、片桐主任 地域包括支援課 : 相澤課長、市川係長、竹林主査、栗原主任 つくば市社会福祉協議会(つくば成年後見センター) : 河原井所長、猪瀬主査、加藤主事				
欠席委員		小川直宏、塚本武志、武田真浩				
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1人
非公開の場合はその理由						
議題		会議次第のとおり				
会議次第	1 開会					
	2 あいさつ					
	3 報告事項					
	(1) 第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における取組状況等について					
	4 協議事項					
	(1) 令和7年度事業計画案について					
	(2) 意見交換 各団体における権利擁護支援等の取組みについて					
	5 その他					
	6 閉会					

<審議内容>

1 開会

○事務局（市川係長）

それでは定刻となりましたので、令和6年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会を開会させていただきます。本日はお忙しい中、当委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。本日、進行を進めさせていただきます福祉部地域包括支援課の市川と申します。はじめに、御案内をさせていただきたいのですが、議事録作成にあたり本委員会での発言内容を録音させていただきますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。それでは、会議次第に従いまして始めさせていただきます。始めに、本会議開催にあたりまして椎名委員長より御挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

○椎名委員長

つくば国際大学の椎名です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。基本計画2期目がスタートして半年少し経って、まだまだ期間がありますので、より良い計画になるように、本日もどうか忌憚のない意見交換をどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（市川係長）

椎名委員長ありがとうございました。また、本日はオブザーバーといたしまして、水戸家庭裁判所土浦支部主任書記官の川又智徳様にも御出席いただいております。川又様よろしくお願いいたします。続きまして、会議の公開についてお知らせいたします。当運営委員会については、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例により、この会議を一部公開とさせていただきます。傍聴者の方に申し上げます。つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例施行規則第7条の規定により、写真撮影、動画撮影、録音等はしないこととされておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要綱第5条第2項におきまして、委員長は委員会を代表し、会務を総理するということになっておりますので、これ以降の委員会の議事進行につきましては、椎名委員長にお任せし

たいと思います。よろしくお願いいたします。

3 報告事項

○椎名委員長

それでは、会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員9名ですが、小川委員、武田委員からは欠席の連絡が届いております。塚本委員、御出席の御予定ですがちょっと遅れられているようです。いずれにせよ過半数に達しておりますので、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要綱第6条第2項に基づき、この会議が成立することを報告いたします。

それでは、配付されている次第に沿って議事を進めて参ります。まずは、報告事項、第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の取組状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（片桐主任）

それでは、報告事項 第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における取組状況等について、障害者地域支援室の片桐より御報告いたします。資料1を御覧ください。令和6年4月より第2期の計画として本計画が実施されております。計画にごございます活動指標の速報値をお伝えする形で、本計画の取組状況について御説明をいたします。

それでは、まず3ページを御覧ください。こちらは、本計画における二つの目標でございます。これまでの本委員会でも何度か皆様にお知らせしておりますが再度共有としてお示しをしております。成年後見制度の運用改善、連携した支援体制の整備等を進めていくため、本人らしい生活が継続できるように制度の運用改善を図ること、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、さらなる強化を図ること、以上二つの目標を定めています。なお、それぞれの目標の詳細につきましては、先日皆様にお配りした障害者プランの冊子を御参照いただければと思います。

続いて4ページ目を御覧ください。こちらは、本計画における二つの施策でございます。こちらと同じく本委員会でも何度かお知らせしておりますが、再度共有としてお示ししております。第1期計画における課題、成果等を踏まえまして計画のさらなる推進を図るために、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの

強化、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化、以上、二つの施策を定めています。こちらと同じく施策の詳細等につきましては、先日本配りした障害者プランの冊子を御参照いただければと思います。

続いて5ページ目を御覧ください。本計画における活動指標と取組について、今年度の実績速報値としてそれぞれ御説明をいたします。こちらの活動指標と取組については、本計画の進捗状況を把握し、必要に応じて見直しや改善を図るものとしております。

まず一つ目、利用者の把握と早期発見・早期支援についてです。権利擁護支援が必要となる人の早期発見・早期支援を行うため、また、ケアマネジャーなど本人に近い立場で直接支援業務を行っている関係者と円滑に連携するため、その繋がりを強化できるよう相談の精度向上等を目指しているものです。また、市におきましても、成年後見制度に関する相談対応を継続して行っていくとともに、障害者・高齢者の虐待など重大な権利侵害が生じた際に対応できるよう、それぞれの虐待防止対策支援事業を実施しているものとなります。活動指標の中にある相談機関としましては、基幹相談支援センターは障害者地域支援室と委託している障害者相談支援事業所4か所の合計です。地域包括支援センターは、地域包括支援課と委託をしている6か所の地域包括支援センターの合計の数値です。つくば成年後見センターは社会福祉協議会の数値を掲載しているものです。こちらは令和6年4月1日から12月27日までの実績値となっております。

続いて6ページ目を御覧ください。二つ目の活動指標と取組は、各種制度の利用促進の活動指標についてでございます。成年後見制度以外の支援制度を活用するなどして、本人を支えるために様々な制度の利用を促進するために、本人の個別的な事情に合わせた支援方法を考えていくことが大切になってくると思います。こちらでは、つくば市社会福祉協議会実施事業の日常生活自立支援事業、つくば市内の成年後見制度の利用者数を活動指標としています。日常生活自立支援事業、通称“日生”と呼んでおりますが、日生の延べ利用件数は令和6年4月1日から12月27日までの数値となっております。成年後見制度の利用者数については、例年10月1日時点、10月初めの時点の数値をもとに水戸家裁が調査しているものを掲載していますが、今年度に関しては令和6年8月1日時点の数値となっております。合計数は前年度と変わりはないのですが、内訳がやや変動がございます。なお、この活動指標以降は、つくば成年後見センターによる取組のも

ので、実際の取組状況については、一旦私が全て報告させていただいた後に、改めてつくば成年後見センターより御説明をお願いしたいと思います。

続いて7ページ目を御覧ください。三つ目の活動指標と取組は講座・研修の実施についてです。市民を対象とした入門的な成年後見制度に関する講座、また、ケアマネジャーや相談支援専門員などの専門職を対象とした専門職向けの研修会に関するものです。こちらのそれぞれの数値については、それぞれの講座及び研修会に参加したアンケートから抽出した数値となっております。取組内容については後程つくば成年後見センターからお願いしたいと思います。

続いて8ページ目を御覧ください。成年後見人等の業務支援についての活動指標と取組です。親族後見人、市民後見人等からの支援に関する相談に応じるなど、後見人等に対する支援に関する内容でございます。また、その他にも後見人等になって間もない福祉職などが適切に被成年後見人等に対して支援が実施されるよう後見人、支援者のいわゆる相談窓口として中核機関があることを広く周知し、それを認識できるということが大切になってくると考えられます。こちらの状況についても後程つくば成年後見センターからお願いしたいと思います。

続いて9ページ目を御覧ください。五つ目は市民後見人（法人後見支援員）についての活動指標と取組です。成年後見制度に関する施策の全体的な課題の一つとして担い手の確保といったものがございます。今年度は、第2期目となります市民後見人養成講座が実施されております。今後、将来的には単独で活動できることを目的に、担い手確保に向け継続して進めて参りたいと思っております。養成講座の実施状況についても併せてつくば成年後見センターより御説明をお願いできればと思います。

最後となりますが、チーム会議への中核機関の参加についての活動指標と取組です。こちらは、本計画の施策にも関連してくるものと考えられますが、権利擁護支援の展開にあたりまして、一つの機関でというよりかは多様な機関と連携した支援が行われることが多く、それを円滑に行うために対象者が成年後見の利用開始前後によらず、利用が見込まれるだろうという前の段階から、それぞれの支援機関の役割や関与する場面の共有が大切になってくると考えられます。連携強化のため、ケース会議の実施、こういった連携した体制を調整する際、成年後見制度の適切な利用に繋がるよう、その対象者が抱えている課題に対して各関係機関等の役割等を把握することが大事になってくると思います。また、必要に応じ

て弁護士等、法律職などの専門家から助言を求められる場を提供できるよう調整を行うなどして、効果的なチーム会議の運営を目指しているものとなります。こちらについても後程つくば成年後見センターより御説明をお願いできればと思います。

以上でございますが、第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における取組状況等についての御報告でした。今後も継続して本計画の進捗や課題、取組状況など皆様と協議しながら、本計画がつくば市における成年後見制度の運用、権利擁護支援の指針となるよう、引き続き皆様から御意見をいただきながら体制整備等に努めて参りたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○椎名委員長

それでは、成年後見センターさんが次で大丈夫ですか。よろしくお願ひします。

○事務局（加藤主事）

つくば成年後見センターの加藤と申します。本会では、つくば成年後見センターを設置して中核機関業務の他に法人後見業務を受託している点が特徴となります。中核機関としては、チラシ配布やWeb動画など、様々な媒体を活用した情報発信と講座の開催による広報活動を実施いたしました。今年度は、第2回市民後見人養成講座を開催し、計8名の方に受講いただいております。入門講座や専門職向け後見相談会を通じ、制度利用に積極的になった割合や、他者に説明できる自信をつけた割合が70%を超えています。広報活動の効果や社会的な関心の高まりを受けて、相談件数は12月時点で1,500件を超えています。人口動態や年代構成も相まって、今後も長期的に増加が見込まれております。また、成年後見人等の業務支援を行っており、後見人の交代や受任についての手続き等の相談に応じております。また、本人の利用意思が確認できなかつたり、親族の協力を得ることができないなど、事例に応じてチーム会議への参加も行ってまいります。日常生活自立支援事業においては、延べ契約数38件のうち今年度新規契約数が6件となっております。法人後見業務は、法定後見の受任件数が通算15件となり、うち11件が受任中です。日常生活自立支援事業や身上保護活動の一部見守りについて、市民後見人養成講座修了生の皆様に支援員として御協力いただいております。

す。また、任意後見については契約が3件ございます。本会の独自事業である、あんしん生活支援サービスも含めまして、県内外の市町村並びに市町村社会福祉協議会から多くの問い合わせがあり、事業説明や意見交換を行いました。今後も要請があれば積極的に本市の取り組みをPRして参ります。以上となります。

○椎名委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問等おありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いいたします。漆川委員、お願いします。

○漆川委員

活動指標と取組②の成年後見制度の利用者人数ですが、令和3年181、令和4年173、令和5年184、令和6年184。こちらは、つくば市で成年後見制度を利用されている方の数ということですか。

○事務局（片桐主任）

つくば市内の利用人数となっております。

○漆川委員

これは、数が変動していった最終的に今利用している人の数、新規ではなくて現在利用している人の数ですか。

○事務局（片桐主任）

新規ではなく、いわゆる延べ人数、現在利用している人数となります。

○漆川委員

令和3年からはあまり増えている状況ではないということなんですね、全体としては。数字上、もちろんそうになって。今後少し増える見通しがあるとか、実際に申立てしたけれども後見人が見つからないとか、そういった状況はそれほどなく、今のところは人数もそれほど変わらず、受け入れも現状それほど問題ないというような認識でよろしいんですかね。受け入れ側の体制を劇的に変えなきゃ

いけないという予想は今のところはないということでしょうか。

○事務局（河原井所長）

つくば成年後見センター河原井です。漆川委員の御指摘の通り、令和3年度から5年度までは年間の実績が見て取れるということですが、令和6年度に至りましては、令和6年8月1日現在でこの時点で昨年度と同数となっております。今年度の12月までの積算がどうなるか、家庭裁判所の統計の仕方になってきますが、少し増えるのではないかと事務方としては見ております。緩やかにではありますが増えるんじゃないかと考えております。内容を見ますと、類型の方は若干変動があり、保佐人が増えているというような状況が見て取れます。受任側につきましては、全体としての専門職のキャパシティの問題は、全国的に変わらない状況でございますので、引き続き地域の後見力を高めるというような方向が維持されるのではないかと考えております。地域後見、いわゆる市民の力をお借りするというような方向性に変わりないと思います。以上でございます。

○椎名委員長

その他、いかがでしょうか。では1点よろしいでしょうか。資料1の5ページの活動指標、相談件数ですが基幹相談支援センターさんは順調に増えている。成年後見センターさんはたくさん数がある。一方で地域包括支援センターさんが目標値の半分少し超えているあたりなのですが、この数字をどのように解釈されていますか。包括が思ったほど数は増えず、その分が成年後見センターさんの方に来ているのではないかとと思いますが。

○事務局（竹林主査）

地域包括支援課の竹林と申します。御質問ありがとうございます。地域包括支援センターの数値は、地域包括支援課と委託地域包括支援センター6ヶ所の数字となります。委託地域包括支援センターと私たち市は、成年後見センターと連携をしていると強く感じていて、成年後見に関する相談も委託包括にも実際入りますが、親族後見の相談になると、成年後見センターへ案内しているという話も聞いておりますので、成年後見センターの方へすぐ連絡が入っていると思います。

○椎名委員長

ということは、地域包括にも権利擁護の話は入るけれども、成年後見センターさんを紹介するので、それ以降の相談は後見センターでやるので、延べ件数としてはこういう形になるということですね。

○事務局（竹林主査）

そういうふうに捉えておりますし、現場からもそのような形で報告を受けております。

○椎名委員長

そうなってくると、今後は延べではなく実件数も入ってくると検討しやすくなるかと思っておりますのでよろしくお願いたします。その他、資料1についていかがでしょうか。では、山下委員お願いします。

○山下委員

ケアマネジャー連絡会の山下です。先ほど漆川委員からもありましたが、6ページの成年後見制度の利用者数のところで、令和5年度から184から令和6年度184で、人数が同じ184ということでその増減ですね。新規の方が増えたのか、それとも終了した方が増えたのか、分析の数字が分かれば教えていただきたい。もし終了者がものすごく多いというのであれば、それなりの考え方があるだろうし、新規が増えたということであれば、今回取り組んだことの効果が出たということで分析できると思うのですが、いかがでしょうか。

○椎名委員長

事務局、よろしいでしょうか。わかる範囲で大丈夫ですが、全体で難しいようであれば成年後見センターさんの方での増減みたいなどころ出せますよね。法人後見のところですが。

○事務局（河原井所長）

社会福祉協議会の法人後見、受任させていただいてるケースがございますので、分析という意味で参考までに数字を申し上げますと、受任の選任をいただい

たのが 15 名選任をいただいております、そのうち現在 11 名が稼働しており受任中でございます。4 件が終了という形になっているわけですが、自然死でお亡くなりになって終了というケースが 4 件でございます。その他、途中で辞任をしたということはございません。後見類型が 3 件、保佐類型が 1 件という状況でございます。近年の後見の傾向を申し上げますと、法人後見は施設系に入所されている方が大変多く、この 1、2 年の選任されるケースを見ると在宅の方も多くいらして、後見が 1 件、保佐が 1 件など在宅でまだまだ体は元気という方がいらっしやって、ただ認知機能が低下して難聴でコミュニケーションが取れず、社会から孤立するなどのケースが増えつつあるという印象があります。よろしいでしょうか。

○山下委員

ありがとうございました。ケアマネジャーと連携して、またヘルパーさんから声を聞くという機会を設けていただけるようになって本当にありがとうございます。少しでもお役に立てればと思うので、またケアマネの方からも意見をどんどん出せるように会の中でも情報共有したいと思います。ありがとうございました。

○椎名委員長

ありがとうございます。日常生活自立支援事業につきましても、新規の契約があるけれども解約もあるということで概ね同じか、ちょっと増えているような傾向ですよね。その他いかがでしょうか。それではないようですので、次の議題の方に移っていきたいと思います。こちらから協議事項に代わります。ではまず協議事項の 1 番目、令和 7 年度の事業計画案について事務局から説明をお願いいたします。

4 協議事項

○事務局（竹林主査）

地域包括支援課の竹林と申します。私から資料 2 の令和 7 年度つくば市成年後見制度推進事業計画案について御説明いたします。資料 2 を御用意ください。資料の記載内容に補足があるところを中心に御説明させていただきます。

1(2)にございます「成年後見制度の利用促進を目的としたつくば成年後見センターとの定例会」とは、毎月実施しております市とつくば社会福祉協議会・つくば成年後見センターとの会議のことです。この定例会を通し、来年度も市とセンターとの連携強化を図り、対応力向上に向けた取組を行って参ります。また、7年度は(4)にございますように、つくば成年後見センターと地域包括支援センター等の関係機関との意見交換会を開催したいと考えております。この意見交換会を通じ、つくば成年後見センターと関係機関が顔の見える関係づくりを構築し、スムーズな支援に繋がることのできるよう尽力して参ります。

3 成年後見制度等の総合相談業務につきましては、市民や関係機関などから寄せられた成年後見制度等に関する相談について、丁寧により分かりやすい言葉を使った説明を行っていきたいと考えております。(2)虐待防止等の権利擁護支援関連の事業との連動した取り組みにつきましては、虐待等で重大な権利侵害が起こっている際に、その対応の一つとして成年後見制度等の活用が挙げられます。対応を行う際は、適宜成年後見制度を利用し迅速に対応して参ります。

6 成年後見制度の普及啓発に関しましては、今年度同様、出前講座や施設や各団体への研修を行うとともに、各種パンフレット等を活用した周知啓発活動を積極的に実施してまいります。以上で、市の令和7年度事業計画案についての説明を終わらせていただきます。

○事務局（加藤主事）

令和7年度つくば市成年後見制度推進事業業務委託事業計画案についてお話しいたします。資料3をお手元に御用意ください。

令和7年度の特徴としまして、第2期成年後見制度利用促進基本計画の評価目標を見据えて、それぞれの事業をより深めていけるようにいたします。また、今年度開催した市民後見人養成講座修了生の日常生活自立支援事業や、法人後見業務の各権利擁護活動に従事いただく機会を設けられたらと考えております。委員の皆様には、社会福祉協議会成年後見センターの業務に対し、変わらぬ御指導と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。以上となります。

○椎名委員長

ありがとうございました。それでは、資料2及び資料3に関して御質問、御意

見等をお持ちの委員の方いらっしゃいましたらお願いいたします。

では、1点よろしいですか。資料2の6(2)周知啓発、普及啓発は大事だと思いますが、この「パンフレット等を活用した」のところで、何かパンフレット以外のお考えはありますか。

○事務局（竹林主査）

ご質問ありがとうございます。パンフレット等という表現にした理由としましては、紙媒体でのパンフレットを使っただけの周知啓発はもとより、厚生労働省で作成している「成年後見はやわかり」というサイトがございます。そちらに具体的な例を用いて動画を作成しておりますので、そちらの動画を見ていただくことを案内させていただいて、実際に動画を視聴する形の周知啓発を行っております。総合相談のときにもパンフレットやその動画も御案内して、制度利用の検討をしていただくという形で進めております。

○椎名委員長

ありがとうございます。今どきは動画を活用することが大事だと思います。大学入試共通テストの大学入試センターが、今年度からショート動画で説明を入れたというところもあります。あまり長い時間でなく、一つのセンテンスに関して短い動画をたくさん作っておく方が今風かと思いますので、厚労省が作ったもの及び可能であれば、つくば市版のようなものもあった方がより多くの人に情報を届けられると思いますのでよろしくお願いいたします。その他いかがでしょうか。令和7年度の事業計画になっております。それでは特にないようですので、次の協議事項2の方に移っていきたいと思います。

協議事項(2)の意見交換 各団体における権利擁護支援等の取組みについてとなります。先に報告事項で説明があった通り、第2期利用促進基本計画の施策の一つに権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化がありますので、様々な機関が繋がって包括的に、と言葉は簡単ですが、実際に有機的に動けるような形ですね。地域の連携体制、地域連携ネットワークの構築に取り組んでいくことになっております。この委員会もいろいろな分野の委員の皆様で構成されておりますので、皆様が所属されている団体様における権利擁護支援の取組みであったり、他の団体との連携、或いは権利擁護についてお考えのことなど御意見を頂戴

したいと思います。こういうことをやっていて、ぜひ知って欲しいといったようなことをお持ちの委員の方いらっしゃいましたら、まず口火を切っていただけるとすごく助かります。いかがでしょうか。

それでは、指名でも大丈夫でしょうか。漆川委員さん、弁護士会さんはどうでしょうか。劇的に何かが変わっているということはないと思いますが、成年後見に関してどうでしょう、何か新しい取組みを準備しているとか。

○漆川委員

そうですね。継続的に研修であったり、成年後見制度の研修をして専門職が選任されたときに、適切な業務ができるように研修はもちろんやっていますし、相談会という形で実施したりすることはもちろんありますが、なかなか広報の関係で相談会を開いても簡単には来てもらえない状況があります。各地域で中核支援センター等ができていますので、弁護士として中核支援センターの業務にどういうふうに関わるのが弁護士として一番いいかということも弁護士会の中でも話していて、私も社会福祉協議会の成年後見センターに関わらせていただいていますし、後見センターに委員を派遣しながらやっているというような状況だと思います。

○椎名委員長

ありがとうございます。やはり弁護士の先生に相談できる機会が確保できると助かると思うんですね。一般の方はもちろん、特に福祉職が後見人を受けるときに法的対応で悩むことはあるので、そういう場がどこかで後見センターとの絡みで準備できるようになってくると、行ってみようかなという声は上げやすくなると思います。こういった福祉と医療の場でも出てきやすいのですが、銀行や金融業界の話は我々も内実がよくわからないので、もし良ければ、武石委員さん、常陽銀行さんの、銀行協会さんの取組みに関してお伝えいただけることがあればお願いしたいですが。

○武石委員

銀行で後見人が必要なケースというのは、基本的に日常業務だと窓口にお客様が御来店したときに、御家族の預金等を払戻しに来るときが非常に難しい対応に

なることが多いですね。特に高齢の方、入院されている方の預金を払い出したりするケースが多いのですが、どうしても御本人の預金なので御本人の意思確認が必要。これが大原則ですので、入院等されている場合にはケースによってはそちらまで出向いて、御本人の意思確認をした上で払い出しに応じるというやり方をしているのですが、その中でも意思の確認ができないケースが増えてきているので、そこに対して後見人制度を活用ということになります。以前は、後見人制度と話す「そんなものが」と言われるケースが非常に多かったのですが、最近は認知度が高まってきたということもあって、ある程度は理解されていますが、現実はまだまだ利用までのハードルはちょっと高いかなという考えがありますので、引き続きいろいろな機関と連携を取って、よりスムーズにお客様が対応できるようにやっていきたいと考えています。以上です。

○椎名委員長

ありがとうございます。委員の皆様から何かお聞きしたいことはありますか。実際、後見制度に繋げるとなると少し時間がかかりますよね。その間、何がしかの手立てみたいなのはありますか。

○武石委員

後見人制度を使わない場合は、推定相続人という形で、後見制度を使わなくても対応可能なのですが、なかなか推定相続人も全国各地に散らばっていて、そこも時間がかかるケースもあるので、やり方としては難しいのが実状です。

○椎名委員長

とはいえ、推定相続人全員が了承していれば相続の方でトラブルにならない。

○武石委員

まずは相続トラブルが発生する懸念を消さなくちゃならないというところがあります。

○椎名委員長

わかりました。ありがとうございます。萩原委員いかがでしょうか。

○萩原委員

医師会というか医療現場ですと、患者さんも高齢化してきていますので、アドバンス・ケア・プランニングということで意思決定支援の一環として、こういうものが認知されていくといいと。精神科という病院の特徴で言えば二つあって、精神疾患の場合は本人に問題があって、財産管理やいろいろな点で問題になるケースと、家族が問題になっているケース、経済的な虐待の形があると思います。ですので、本人が問題になっているようなときにどうやって後見制度に繋げるか、スムーズにいくように連携できるかと思っています。認知症ですと、比較的軽度認知障害や認知症の初期で全てがわからないわけじゃないけれども、うまくできなくなってきているときに、本人に制度を利用する同意がもらえないときにどうするかとか、認知症の方によってはお金を使い過ぎて大変なことになってしまうことがあります。そういったときに家族がこういう制度を使えるかもしれないということを周知するという意味で、どういうところに周知していくとより一般に知られやすいのか、統計を取っていただけるとより効率的な周知の仕方に繋がるのではないかと考えます。

○椎名委員長

ありがとうございます。では、大脇委員さんはいかがでしょう。

○大脇委員

認知症の方たちもどんどん増えてきているのが現状ですが、今回の資料の中で市民後見人の育成が始まっているということで、早期発見という方向性にこの育成が期待されるんじゃないかと資料を読んで思いました。それから、資料1の5ページの権利擁護支援相談受付シート。これは受付のときだけ使うもので、この資料2のパンフレット等というところで、シートの内容はわかりませんが、活用というところで、もしそういうようなシートの中に早期発見というか、そういうものもあると繋がりがスムーズにいくのではないかと思うんですよ。実際、後見人利用という現実になったときには、本当にわからない状態になるわけですよ。先ほど先生が言われましたが、脳の活動によってはお金の管理の部分だけわからなくなってしまった、そういう例もあると思うんですよね。認知症がいろいろな面で不自由になっていくのが徐々に徐々にという感じになっていくと思うの

で、お金の管理がまず第一歩で出来なくなったという早期発見に、市民後見人、成年後見の育成に力を入れて始まっているということに期待しております。資料としてこの受付シートを見ることができるのであれば、改めて繋がりでも検討していただければすごくいいと思えました。以上です。

○椎名委員長

ありがとうございます。それでは受付シートのことは簡単に説明していただいてもいいですか。河原井さん。

○事務局（河原井所長）

資料1の5ページ、中段の第2計画の取組に書いてあるものですが、基本的には早期支援に繋がるように、初期相談を受けられている方が、これは権利擁護の必要性があるんじゃないかということ判断、整理できるようにシートが作成されておりまして、いわゆる1次相談支援機関、地域包括支援センターや障害者相談支援機関にも配布しぜひ活用いただいて、専門相談に繋がるように持っていくという工夫の一つでございます。ケアマネジャーの皆さんや支援者の方々に広く配っていきたくて思っています。ご本人の経歴や生活歴なども含めて、経済状態、身体状態、ご家族の状況、今何に困っているのかなど事細かく分析できるようなシートが出回っておりますので、そうしたものを啓発の一つとして使っていきたいということです。よろしく願いいたします。

○椎名委員長

現状は相談機関側で使う形のシートとなっておりますが、大脇委員さんがおっしゃったように、在宅の方でこの項目がといったようなチェックや状況が変わっていくとそろそろ相談に行った方がいい、といったものはあった方が使いやすいですね。フローチャートの形や地域連携のパスのような繋がり部分で、普段から在宅介護されている方がチェックをしていける。きっかけがないと後見が確実に必要になってから急いでドタバタになりますよね。後見制度を使うのか、或いは他の仕組みを使うのか手立てはいろいろあって然るべきで、それに繋がるような道をアプローチする方法を考えていくことがネットワークになってくると思います。在宅で作っていただいたものをそのまま初期相談のところに来ると、

相談を受ける方も確認を取りやすいと思いますので、そうしたところの開発も必要ですね。江藤委員さん、いかがですか。

○江藤委員

今調べてみたら、つくば市以外にはチェックシートを Web で出しているところ、府中市にもありましたので、そういうのが出てきてもいいなと思いました。うちは障害者なので、高齢者ではなくそれぞれの個性が非常に際立っているので、そういう状況の中で親御さんたちは子どもの後見人のことを考えています。いずれ自分が先に死ぬことは分かっているので。全然知らない人に任せる不安やこの子の障害を理解してくれる人に託したいという気持ちがすごく大きいです。ですので手始めに私、市民後見の養成講座を受けてみました。市民後見として何ができるのか、正直自分でもよくわかっていないのですが、とりあえず出来ることであれば後見センターのお手伝いをしながら状況を把握して行って、どういうふうにしたら障害のある子たちが安心して後見人をつけられるのか、全く素人なのでわからないことだらけなんです。若いお母さんたちはもっとわからないんです。子育てで手一杯ですからね。子育ても普通の子育てじゃないのもものすごく大変ですよ。その中で皆さんが考えるのは我が子の幸せで、18歳未満の子どものお母さん達には、とりあえず自分が後見人になっておきなさい、親権でつけられるよ、といい加減なことを言っていますが、それも本当かどうかかわからないですが、なれるならなっておけばという人が何人もいます。後見人は交代できるんですね。自分になっていて交代できるのなら引継ぎできるということで若いお母さんたちがどうしようと悩んでいます。それでもずっと自分になるというふうに一步踏み出せない。うちの子はもう28歳で親権者ではないので私は勝手にはなれない。河原井さんに知恵をつけてもらいながら何とかしようかなと思っています。高齢になってくると自分の親がそうだったのですが、持て余すんです、子供たちって。そうなったときに頼れる人に頼ればいいと思いますが、自分が若くて元気なお母さんたちはなかなか頼り切れな。いろいろやってあげたいこともまだまだいっぱいある。そう言っていると子供が大きくなってしまふんですよ。もう少し情報がオープンになってどういうふうにしたら自分の思う後見人が選べるのかということができてくるといいなと。それと、一度ついた後見人はまだ外せないんですよ、勝手には。ケアマネさんみたいに気軽に交代してく

ださいと言えないんですよね。そのあたりもお母さんたちにとっては非常に大きな問題です。これは国の制度なのでここで言うてもしょうがないので、あまり責めたくないのですが、どういうふうにしたらいいのか。早く言ってしまえば裏技のようなものがあつたらいいな、できたらいいなと思います。お母さんたちはすごく不安なんです。利用推進と言うのは簡単ですが、障害のある子のお母さんたちにとっては、自分が疲れ果てて倒れる直前まで手が離せない。私の先輩で 80 過ぎまで息子さんの面倒見て、息子さんが入所した後見人もついたら 3 か月で亡くなりました。そうはなりたくないですよ、私。お母さんたちも自分の人生を生きてほしいんです。今いろいろと小細工を労しておりますが、何が出来るかまだわかっていません。市民後見人養成講座の最後の論文を出したところで終わっているのではなれるという保証はまだ来ていません。駄目と言わないでお願いします。何かやりたいです。よろしく願いいたします。参考になるかわからない話になってしまってすみません。

○椎名委員長

やりたい気持ちがある人たちが、きちんと活動できるような体制整備をしていく。成年後見のもともとの禁治産の流れがまだ出ているので、結局パターンリズムというか、あなたのためだからと上から来るような制度設計になっているので、そこを一緒に今どきの伴走型支援の形にしていかないと後見制度の問題が指摘されますよね。河原井さん、後見人のリレー方式を簡単に説明できますか。代われるというか、そういうところ。

○事務局（河原井所長）

国の方で今検討中ということで伺っております、もうそろそろ流れが見えてくると思いますが、その一つにリレー方式をどうしていこうということが入っていたと思います。適切な後見人をどうつけていくかというリレー方式の話だと思えますが、確か検討されていたと思います。報酬についても同様に検討がされているようですが、まだ概要が見えてないのでコメントはできないですが、国の流れとしてはそういったことだそうです。

○椎名委員長

ありがとうございます。いろんな課題がこれから法改正されていく流れになってきていると思います。中核機関業務絡みで後見人候補者のマッチングの部分がどうしてもまだまだ昔を引きずっていますよね。各委員どういう職種がいいのか、理想を言えばつくば市の中核機関で後見人候補者となり得る人たちの名簿を持っていて、この人がどういう人かわかった上でマッチングしたり、こんな人がいるんだということを知ってもらえるところまで持っていけるといいと思います。まだまだ検討しなければならないことがたくさんありますね。山下委員さんはいかがでしょう。ケアマネの立場から。

○山下委員

先ほどの利用者さんの中で口座の管理、銀行の代理人登録で、御本人さんの口座を御家族が登録した人が管理できるというのをやっている方がいて、私も調べたくてもよくわからないので教えていただきたいのが一つと、ケアマネ会としては、金銭管理は必ずぶち当たる問題で、後見の知識を持っていても申立てとなると本当にハードルが高くて。中にはやむを得なく協力してお手伝いして申立てをやる方もいますが、これまたすごく労力が必要です。直近で、知的の方のご両親が急に亡くなってしまって1人取り残された方がいらっしゃったのですが、たまたま弁護士さんで良心的な方が知り合いの中にいたので、お願いして快くやっていただいています。もう半年以上、いまだに本人の個人情報を取り寄せるのにすごく時間がかかって1か月、2か月かかるときもあって、せっかく取り寄せたら今度は裁判所の方で情報が足りないのもう一つ。その方は知的の正式なところでの医師の診断がなかったんですね。本当に知的レベルがどうなんだというのを保健センターの出張の判定でやっただけで、それをどこから取り寄せればいいのか知らなくて、厚生病院の相談者の方が教えてくれて水戸に問い合わせたら、その判定表を40年前のものでも取ってあるということを知って、そんな方法があるんだと。でも弁護士さんの方では、その情報を知らないというので私も無償で協力して、福祉と弁護士さんなどの法に長けた方と両方から攻めていかないとなかなか申立てが進まないということに今ぶち当たっています。ですので、もしよかったら、申立て専門でやっていただける窓口を何とか作っていただけると助かります。もちろん、ケアマネは丸投げしませんのでお手伝いという形で、

福祉の中で集められる情報は協力したいと思いますが、そこが切実で申立てが進まない理由になっていると会員の方からよく聞きます。この2点です。口座管理ももし教えていただけたらと思いますが。

○椎名委員長

では、武石委員さん、よろしく申し上げます。代理人登録のところ。

○武石委員

代理人取引、これは任意後見契約に付随する委任契約というような形で取扱いを行っています。御本人の認知機能等が衰える前に本人自らが選んだ人が任意後見受任者となるわけですが、受任者に対して生活支援や財産管理に関する事務を委任する契約が任意後見契約という形です。これは公正証書で締結されることが一般的だと思います。この任意後見契約をもとに、将来判断能力が不十分になった場合に任意後見開始の審判により、後見の監督人の選任になった時点で発行になるという形です。任意後見人となったものに対して、任意後見契約により定められた事務、この範囲に銀行の取引が入ってくるわけですが、そこに対して代理権が付与されて、本人に代わり代理人が銀行取引を行うことができるという形が代理人取引ということになっています。内容としては細かい規定がありますが、全部が全部銀行のお店でできるわけではなく、銀行の店舗も今はほぼ現金を扱わないお店もありますので、基本は大型店になりますが取引を行います。受付方法については、最初に代理人の届けを出してもらうときに、預金者の本人、これは委任者になりますが、代理人、受任者の双方で来店していただいて受付を行います。委任契約とか公正証書をお持ちいただいて、個別の印鑑を押していただいた印鑑票というものを作って、それをもとにお取引を行っていきます。代理人については1年に1度意思確認をさせていただいて、御本人が意思をきちんと確認できるということが前提で代理人取引を行っています。簡単な御説明になります。

○山下委員

あくまでも委任契約されているというものしか方法はないということですか。ちょっとその辺りを聞いてみます。ありがとうございます。

○江藤委員

私も代理人登録を母のところでしたのですが、後見契約を全然していなくて、本人を連れて銀行へ行って、この人を代理人と示しますと母に言ってもらって、戸籍謄本や家族であることを証明する書類をいろいろ全部揃えればできたと思うのですが、それから厳しくなりましたか。

○武石委員

2023年に規定が新しくなって常陽銀行はこういう形になりました。他の銀行がどういう形かは。

○山下委員

都市銀行、地方銀行によっても、ずれがありますか。

○武石委員

銀行全体で登録している官庁の基にやっているわけではなく、各銀行がルールや規定を決めて対応しているので、やり方についてもずれがありますし、時期についてもずれがあります。

○山下委員

実は任意契約はしていないんです。今おっしゃった流れで契約されていた方なので、今お話しいただいたように任意契約はしていなくて、直接行って御本人を連れて、という流れで契約されていた方なので。それ以前からの契約ではあったようです。ありがとうございました。

○椎名委員長

任意後見もまだまだ全然進んでいないので、そこも一つ課題ですね。あとは申立て支援の部分は、非弁行為の絡みもあったり、成年後見センターさんもあると思うので、気になるようであれば成年後見センターさんにお声かけていただく形で大丈夫ですよ。一緒にやっていただければと思いますので。あとは高齢分野とそれから知的障害、精神障害の部分で得意不得意というか、そういうことあるんですかということは現実には出てくると思います。河原井さん、どうでしょう。

まだ高齢が数は多いですけども、障害もだんだんいろいろやってきてますよね。

○事務局（河原井所長）

おっしゃる通り、高齢分野の相談数が多いのですが、障害にかかわらず御本人の判断能力の部分がポイントになってくる制度ですので、幅広く相談対応させていただければと思っています。

○椎名委員長

他は大丈夫でしょうか。田邊委員さん、いかがでしょうか。

○田邊委員

民生委員の田邊です。民生委員は、地域の方々の相談を直接お聞きして関係部署に繋げる役割ですので、定例会でも成年後見センターの方に定期的に来ていただいて、制度のことを説明していただいていますので、民生委員が地域で相談を受けたときに、まずどこに相談しようとなったときには、必ず地域包括支援センターに相談することが多いのですが、研修の中で成年後見センターがあることは皆さん知っておりますので、今後相談があれば成年後見センターへ繋がれば大丈夫ということをもまず委員の皆さんが把握していることが大事ですので、協議会としても認知を広めるよう今後努めて参りたいと思っております。民生委員の任期は3年なので、今年12月に3年目が終わって新しい委員の方に入れ替わります。続けられる方も多いのですが、今回は入れ替えが大きいと事前に情報もありますので、また委員が変わりましたときには速やかにこういうことも皆さんが知識として得られるよう私どもも注意していきたいと思っております。

○椎名委員長

ありがとうございます。地域の民生委員さんは「要」になってきますので、皆さんと河原井さんの顔繋ぎというか、顔が見える関係を構築となると、新しく任に就かれた方と会える場や定例会に顔を出したり、今も出られているのですか。長委員さんいかがですか。

○長委員

皆さんに協力していただく立場ですから、いろいろお話を聞かせていただいていた。特に、江藤さんがおっしゃっていた切実な問題は、利用促進の見えない壁と言いますか、どう解決していくか、周知の方法も含めてかなり課題があると思います。国が考え方を少しずつ変えてくれれば、今よりも多少利用しやすくなったり、ハードルが低くなったり、利用料金が安くなったり、交代ができるようになればまた違った面が見えてくる気がします。今、担当者も必死になって周知活動から利用促進をやっていますが、数字的にはプラスマイナスがあって、結果的に思うほど効果として出てきていないので、そこをどう打開していけばいいのか、今日いろいろとアドバイスをいただいたので、今後の参考にさせていただきます。以上です。

○椎名委員長

ありがとうございました。その他、何か御意見お持ちの委員の方いらっしゃいますか。では、漆川委員をお願いします。

○漆川委員

成年後見人の交代とかりレー方式の話があったと思いますが、川又さんにお伺いをしたいのですが、交代自体はおそらく現在でもやろうと思えばできて、制度上は成年後見人の辞任と新たな選任をすればおそらくできると思います。ただ、家庭裁判所としては被後見人の方の能力が回復していない以上は誰もつけないということができないので、おそらく一緒に新たに就く適切な人をこの人に交代したいです、この人が辞任してこの人を選任したいですという申立てをすれば、家庭裁判所も交代自体はある程度スムーズにできるのではないかと考えていますが、いかがですか。

○椎名委員長

お答えいただける範囲であればお願いします。

○川又主任書記官（オブザーバー）

手続きとしては、先生のおっしゃる通りで辞任、選任という手続きを踏んで、

後見人の交代がされていると思います。ただ、自由にフレキシブルにできるかという、申立てをしていただいて裁判官の判断をしてということになるので、一定の重みがあるというのが現状です。今の制度上ですと、後見人が誰もいないという状態は回復する以外ですとできないので、どなたか代わりになる方が必要になってくるということのも先生のおっしゃる通りだと思います。

○椎名委員長

ありがとうございました。その他、何かありませんでしょうか。資料1の件についてもよろしいですか。先ほども確認は少し取りましたが、なかなか一朝一夕に答えが出ないような課題と向き合っていかなければいけないと思いますので、日頃お考えのことがありましたら、ぜひこういう機会の中で御発言をいただければと思います。喋ること自体ハードルが高いと思いますが、後見利用のハードル引き下げることと同じですから、いろいろなところで喋れると。

それでは、協議事項の方はこれで終了としまして、その他に移っていきたいと思います。その他について、事務局の方から説明ありますでしょうか。

5 その他

○事務局（片桐主任）

特に事務局からはございませんので、後程また事務連絡いたします。

○椎名委員長

それでは、特にその他の事項、委員の皆様から何かないでしょうか。

それではないようですので、事務連絡の方に移っていきたいと思います。事務局からお願いいたします。

○事務局（片桐主任）

今年度は本日を含めて2回の開催となりましたが、来年度の第1回目の開催につきましては、現時点で7月頃を予定しております。開催が近くなりましたら、通知の送付にて御案内をいたしますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。事務連絡は以上でございます。

○椎名委員長

ありがとうございます。それでは、以上で本日予定しておりました協議事項等全て終了となります。それでは議事進行を終了といたします。皆様、御協力ありがとうございました。

6 閉会

○事務局（市川係長）

椎名委員長、ありがとうございました。本日は限られた時間ではありましたが、皆様から貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会を閉会させていただきたいと思えます。重ねまして、本日は御多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございました。引き続き来年度もよろしく願いいたします。

配布資料一覧

(令和6年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会)

記

① 次 第

② 委員名簿

③ 資 料 1

第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における取組状況等について

④ 資 料 2

令和7年度つくば市成年後見制度推進事業計画案（市）

⑤ 資 料 3

「令和7年度(2025年度)つくば市成年後見制度推進事業業務委託」事業計画(案)

以 上

令和6年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

日 時：令和7年1月31日（金）13時30分から

場 所：つくば市役所本庁舎2階 203会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における取組状況等について

4 協議事項

(1) 令和7年度事業計画案について

(2) 意見交換 各団体における権利擁護支援等の取組みについて

5 そ の 他

6 閉 会

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 委員名簿

委任期間：令和5年(2023年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

No	氏名	役職等(職種)	所属団体(勤務先等)
1	椎名 清和	准教授	学校法人霞ヶ浦学園 つくば国際大学
2	漆川 雄一郎	弁護士	茨城県弁護士会 土浦支部(学園の森法律事務所)
3	小川 直宏	司法書士	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 茨城支部(つくば公園通り司法書士事務所)
4	武石 佳宏	支店長	株式会社常陽銀行 研究学園都市支店
5	萩原 直木	院長	つくば市医師会(医療法人社団つくば健仁会 とよさと病院)
6	大脇 富士子	役員(世話人)	認知症の人と家族の会 茨城支部
7	江藤 睦	代表	NPO法人 アセンブル
8	塚本 武志	会長	つくば精神保健福祉会 やすらぎの会
9	武田 真浩	代表(相談支援 専門員)	つくば市障害福祉相談支援事業所連絡会(社会福祉 法人 筑峯学園)
10	山下 広見	主任介護支援専 門員	つくばケアマネージャー連絡会(居宅プランセンタ ー 煌)
11	田邊 佐貴子	東谷田部地区会 長	つくば市民生委員児童委員連絡協議会
12	長 卓良	副会長	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

オブザーバー

氏名	役職等(職種)	所属団体(勤務先等)
川又 智徳	主任書記官	水戸家庭裁判所 土浦支部

第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における取組状況等について

令和7年（2024年）1月31日（金）

令和6年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会



第2期計画における目標

目標1

本人らしい生活が継続できるように制度の運用・改善を図ります。

- 1 本人の意思決定に寄り添った運用
- 2 保佐、補助の利用促進
- 3 任意後見制度の利用促進

目標2

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、更なる強化を図ります。

- 1 多様な機関・団体が参加する地域連携ネットワークづくり
- 2 担い手の確保の推進
- 3 権利擁護支援に関する相談窓口の情報発信と普及

第2期計画における施策

施策1

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化

保健、医療、福祉、法律、金融、その他利用者の日常生活に関わる様々な機関がつながることで、包括的で個別の状況に応じた連携体制を構築するために地域連携ネットワークを強化します。

施策2

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化

市が委託するつくば市社会福祉協議会内に設置された「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付けます。成年後見制度の利用促進を効果的に行うため、広報・相談・成年後見制度利用支援・後見人支援の業務を行いながら、中核機関としての更なる機能強化を図ります。

第2期計画における活動指標と取組①

1 利用者の把握と早期発見・早期支援

概要	財産管理や必要なサービスの利用手続きが困難な人々や、虐待防止等の権利擁護支援が必要な人々を発見し、速やかに必要な支援につなげるため関係機関と連携しながら相談に応じます。
第1期計画の課題	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数の増加に伴い、幅広い相談窓口における対応が必要 本人の意思決定能力が保たれている段階から支援が行われるように、生活全体を見渡す中で課題の把握が必要
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 周知が十分なところと不足しているところを把握し、早期発見と早期支援に向けた効果的な周知活動を実施します。 ケアマネジャーやヘルパー等の直接支援業務を行っている事業所と権利擁護に関する事例検討を行う等して連携を強化します。
第2期計画の取組	<ul style="list-style-type: none"> 相談の初期段階から「権利擁護支援相談受付シート」を用いて支援者と権利擁護の必要性や課題を共有できる機会をもうける等して、関係者との連携を強化し支援を進めます。 障害者・高齢者虐待防止対策支援事業を実施します。

活動指標

権利擁護の相談延べ件数（件）

※期間：令和6年4月1日～12月27日

相談機関／年度	令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 ※速報値 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
基幹相談支援センター(※1)	49 (70)	125 (75)	117 (80)	208 (120)	(125)	(130)
地域包括支援センター(※2)	370 (550)	353 (580)	314 (600)	335 (610)	(620)	(630)
つくば成年後見センター	827 (250)	1,300 (270)	1,766 (290)	1,568 (400)	(450)	(500)

※1 障害者地域支援室と委託障害者相談支援事業所4か所の合計

※2 地域包括支援課と委託地域包括支援センター6か所の合計

第2期計画における活動指標と取組②

2. 各種制度の利用促進について

概 要	利用者一人ひとりの能力に応じた権利擁護支援を行えるように、成年後見制度と日常生活自立支援事業等の各種制度の利用が促進されるように取り組みます。
第1期計画の課題	意思決定支援に携わる支援者が本人の状況に応じて各種制度の利用を見越した権利擁護支援を実施できるように、効果的な周知が必要
今後の方針	権利擁護支援内容を判断できる支援者向けツールの配備等を行い、各種制度の利用促進を目指します。
第2期計画の取組	活用ハンドブックの周知を行い、支援者の検討ツールとして活用しながら、個別性を踏まえた支援を進めます。

活動指標

① 日常生活自立支援事業延べ利用件数（件）

※期間：令和6年4月1日～12月27日

令和3年度 (2021年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和6年度 (2024年度) ※速報値 (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
32 (3) (40 (10))	40 (12) (50 (10))	40 (12) (60 (10))	38 (6) (50 (10))	(60 (10))	(70 (10))

② 成年後見制度の利用者数（人）

※令和6年8月1日時点（後見140人、保佐35人、補助7人、任意後見2人）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) ※実績 (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
181 (※1) (190)	173 (※2) (200)	184 (※3) (210)	184 (215)	(220)	(225)

※1 内訳：後見142人、保佐31人、補助6人、任意後見2人（令和3年10月1日時点 水戸家裁調査結果）
 ※2 内訳：後見136人、保佐30人、補助6人、任意後見1人（令和4年10月1日時点 水戸家裁調査結果）
 ※3 内訳：後見142人、保佐33人、補助7人、任意後見2人（令和5年10月2日時点 水戸家裁調査結果）

第2期計画における活動指標と取組③

3 講座・研修の実施について

概要	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、つくば市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、区会等（以下、「各関係機関等」という）と連携し、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等を積極的に行い、効果的な広報活動を推進します。
第1期計画の課題	制度の利用が見込まれる人や権利擁護支援の実施が見込まれる各関係機関等に情報が行き届く周知方法の検討が必要
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 市民、支援関係者への周知状況に応じて、チラシの配布や研修・セミナー等効果的な周知方法を検討します。 行政・医療・金融機関、家庭裁判所にチラシやパンフレットを設置します。
第2期計画の取組	<ul style="list-style-type: none"> 支援関係者への訪問や郵送により講座の周知とチラシの配布を行う。 市報への掲載、SNSによる発信を通して、市民に幅広く周知を行う。

活動指標

① 入門的内容の講座参加者が制度利用に積極的になった割合（％）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) 実績 (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
97 (50以上)	89 (50以上)	87 (50以上)	73 (75以上)	(75以上)	(75以上)

※出張による講座やつくば成年後見センターが実施する入門講座、テーマ別講座をいう。
※参加者アンケートにより集計

② 応用的内容の研修参加者が他者に説明できる自信をつけた割合（％）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) 実績 (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
67 (50以上)	75 (50以上)	未実施 (50以上)	75 (75以上)	(75以上)	(75以上)

※市民・専門職向けの研修会をいう。
※参加者アンケートにより集計

第2期計画における活動指標と取組④

4 成年後見人等の業務支援について

概要	親族後見人、市民後見人等から後見人等としての支援に関する相談に応じるとともに、必要に応じて専門職を交えた連携体制を構築します。
第1期計画の課題	後見人等からの円滑な相談アクセスを確保するための相談体制の整備と相談方法に関する周知が必要
今後の方針	親族後見人が選任された際に中核機関の案内を十分に行えるよう、家庭裁判所と密な情報共有を行う等して連携を強化します。
第2期計画の取組	<ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所に成年後見センターのチラシを設置する。 申立て支援の段階から、成年後見人等選任後に成年後見センターが行う支援について案内する。また、親族が成年後見人等として選任された場合、困りごとはないか等のヒアリングを行い、家庭裁判所と連携を取りながら対応していく。

活動指標

成年後見人等からの相談実人数（人）

※期間：令和6年4月1日～12月27日

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) ※速報値 (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
4 (5)	2 (7)	5 (10)	4 (11)	(12)	(13)

第2期計画における活動指標と取組⑤

5 市民後見人（法人後見支援員）の活動状況

概要	利用者の生活に寄り添うことができる多様な担い手を確保するため、地域の住民から市民後見人を育成します。
第1期計画の課題	担い手育成の観点から、市民後見人の育成・活動方針の再検討が必要
今後の方針	これまでの市民後見人の活動状況を踏まえ、第2期の市民後見人養成講座を企画します。
第2期計画の取組	<ul style="list-style-type: none"> 単独で活動できる市民後見人の養成に向けて進めていく。 市内の金融機関、医療機関、窓口センター等にチラシ・ポスター設置の依頼をする。民生委員児童委員連絡協議会やSNS、市報への掲載を通して、講座の周知を行う。

活動指標

延べ活動回数（回）

※期間：令和6年4月1日～12月27日

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) ※速報値 (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
19 (30)	79 (40)	68 (50)	45 (60)	(70)	(80)

第2期計画における活動指標と取組⑥

6 チーム会議への中核機関の参加について

概要	中核機関としてつくば成年後見センターがチーム会議に参加することで地域の見守り体制を強化し、本人の状況を継続的に把握し対応できる仕組みを構築します。
第1期計画の課題	円滑な連携を図るために、各関係機関等の役割や関与するのに適切な場面を把握できる取組が必要
今後の方針	連携強化のため、各関係機関等の役割や関与する適切な場面の把握について共有できる取組を周知します。
第2期計画の取組	成年後見制度の適切な利用に繋がるよう、対象者が抱える課題に対して、各関係機関等の役割や関与する適切な場面の把握を共有する。必要に応じて、弁護士等の専門職から助言を求められる場を提供できるよう、調整を行う。

活動指標

参加回数（回）

※期間：令和6年4月1日～12月27日

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) ※速報値 (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
13 (12)	4 (18)	11 (24)	12 (26)	(28)	(30)

令和7年度つくば市成年後見制度推進事業計画案（市）

1 成年後見制度利用促進に向けた体制整備

- (1) つくば市成年後見推進事業運営委員会の開催
- (2) 成年後見制度の利用促進を目的としたつくば成年後見センターとの定例会の開催
- (3) 第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の推進
- (4) つくば成年後見センターと関係機関との意見交換会の開催
- (5) つくば市成年後見制度利用支援会議の開催協力

2 つくば市成年後見制度推進事業の委託

つくば市社会福祉協議会（つくば成年後見センター）に事業委託

- (1) 中核機関業務
 - ・ 成年後見制度の広報(普及啓発)業務
 - ・ 成年後見制度の相談(利用支援)業務
 - ・ 成年後見人等の受任者調整支援業務
 - ・ 市民後見人養成及び支援業務
 - ・ 後見人支援業務
 - ・ 地域連携ネットワークの構築業務
- (2) 法人後見業務
 - ・ 法人後見受任業務
 - ・ 後見監督人受任業務
- (3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

3 成年後見制度等の総合相談業務

- (1) 市民や関係機関等からの成年後見制度等に関する相談対応
- (2) 虐待防止等の権利擁護支援関連の事業との連動した取り組み
- (3) つくば成年後見センターとの連携強化

4 市長申立の手続きの実施

親族が不在また親族による申立てが見込まれない場合に、成年後見制度の申立て手続きを実施

5 つくば市成年後見制度利用支援事業の実施

- (1) 成年後見制度の申立て審判費用の助成
- (2) 後見人等への報酬費用の助成

6 成年後見制度等の普及啓発

- (1) 出前講座、施設や職能団体への研修の実施
- (2) パンフレット等を活用した周知啓発

「令和 7 年度(2025 年度)つくば市成年後見制度推進事業業務委託」事業計画(案)
(つくば市社会福祉協議会)


1 受託業務概要

老人福祉法第 32 条の 2、介護保険法第 115 条の 45 第 3 項、障害者総合支援法第 77 条、知的障害者福祉法第 28 条の 2、精神保健福祉法第 51 条の 11 の 3 及び成年後見制度利用促進法第 5 条に基づき、成年後見制度の推進を旨とした「つくば市成年後見制度推進事業実施要項」を基本とし実施します。

2 実施体制

(1) 拠点

本会が設置する「つくば成年後見センター」において本事業を実施します。また、包括的な権利擁護活動を行うため、日常生活自立支援事業（茨城県社会福祉協議会から一部受託）及びあんしん生活支援サービス（任意後見事業／本会自主事業）と連携します。

つくば成年後見センター	
所在地／つくば市筑穂 1-10-4（大穂庁舎 1 階、社会福祉協議会内）	
連絡先／Tel029-879-5511 e-mail:tsukuba.koken@gmail.com	

(2) 従事職員（本事業分）

職種（種別、資格、）	担当業務	財源
所 長 1 名(常勤兼務、社会福祉士)	統括	室長級 3 月
専門員 2 名(常勤専従、社会福祉士)	中核機関業務 法人後見業務	主任級 12 月＋主事級 12 月

【参考】

上記のほか、つくば成年後見センターには、日常生活自立支援事業及びあんしん生活支援サービスを担当する専門員（常勤専従、社会福祉士、市補助金 10 分の 10）を 2 名配置します。

3 事業

(1) 中核機関業務

ア 成年後見制度の広報(普及啓発)業務

(ア) 研修会やセミナー等の企画・開催

a 成年後見制度入門講座

生活に身近な会場で成年後見制度(法定後見、任意後見)概要をわかりやすく説明する入門的な講座とし、専門家が解説します。

実施時期(予定会場)等	内 容
第1四半期 (社会福祉協議会本部) ※参加者/各回20名	後見人の業務について 申立時の注意点について つくば成年後見センターの活動について (社会福祉士)

b 成年後見制度テーマ別講座「終活と成年後見制度」

終活に関連する各種テーマを設定(終活、今どきの葬儀事情、任意後見契約と任意契約、金融資産と成年後見制度、遺言)し、それぞれの専門家が解説します。

実施時期(予定会場)等	内 容 (講師等)
第2四半期(市役所) ※参加者/各回20名	終活(相続診断士、終活カウンセラー) 今どきの葬儀事情(市内葬儀場運営企業、弁護士) 任意後見契約と任意契約について(弁護士) 金融資産と成年後見制度(金融機関) 遺言について学ぶ(司法書士)

c 成年後見制度相談会

介護相談や障害者相談支援の現場において、成年後見制度の適切な利用に繋がるよう、支援者が抱える事例に対して、専門職からアドバイスをいただき、参加者で共有する講座を開催します。

実施時期(予定会場)等	内 容 (講師等)
第3四半期 (社会福祉協議会本部) ※参加者/各回10名	権利擁護関係の相談会(弁護士・社会福祉士等の専門職) ※事前にお困りの事例をお伺いし、事例について座談会形式で解説いただきます。

(イ) 研修会へ参加

地域連携ネットワークの各機関や団体が開催する研修会等において、専門員が制度及び各種事業について説明します。

実施時期（予定会場）等	内 容
通年 (市内各会場)	民生委員連絡協議会、シルバークラブ連合会、地域包括支援センター定例会、地域サロン等

(ウ) パンフレット、ポスター等の作成・配布

相談（利用支援）業務のほか、各種研修会及び会議等で配布します。また、家庭裁判所土浦支部、各金融機関支店窓口、ショッピングモール等に広報物の設置協力をいただきます。

実施時期（予定会場）等	内 容
通年 (市内関係機関窓口ほか)	・活用ハンドブック（ホームページ掲載） ・配布用印刷物（チラシ等） ・各関係発行物の配布（裁判所、法務省、茨城県社協） ・社協機関紙「社協通信つくば」（47,000部発行/区会配布）

イ 成年後見制度の相談（利用支援）業務

成年後見制度の利用について丁寧に説明します。必要に応じて制度利用までの手続き等を弁護士法に抵触しない範囲で支援します。

実施時期（予定会場）等	内 容
通年 (成年後見センター)	窓口相談支援、出張相談支援 ※本部窓口／平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで ※出張相談（予約）

ウ 成年後見人等の受任者調整支援業務

(ア) 親族後見人・市民後見人及び候補者等の支援

親族や市民が後見人等候補者段階、または後見人等に就任した後の継続的な支援体制を調整します。

(イ) 専門職後見人の受任者調整（マッチング）

専門職による後見等が想定される場合、専門職団体（地域連携ネットワークに参加する各関係機関）と連携し、適切な後見人等候補者を選定・推薦します。

(ウ) つくば市成年後見制度利用支援会議兼法人後見受任審査会

後見人等候補者の推薦及び専門員による支援業務の専門性を確保、並びに後見人等の活動に対する助言や社会福祉協議会による後見人等受任の適否判断を行う

機関として、地域連携ネットワークの参加主体を代表する委員による会議体を設置・運営します。

【委員名簿】（敬称略、任期：令和5年4月12日～令和8年3月31日、毎月1回（オンライン））

氏名	職種	所属	備考
椎名 清和	学識経験者	つくば国際大学	委員長
萩原 直木	医師	つくば市医師会	副委員長
漆川 雄一郎	弁護士	茨城県弁護士会	
渡辺 季代子	司法書士	成年後見センター リーガル・サポート茨城支部	
上田 和寿	社会福祉士	茨城県社会福祉士会	
岡田 治美	市職員	つくば市福祉部障害福祉課	
相澤 幸子	市職員	つくば市福祉部地域包括支援課	

【各会議体の役割】

つくば市成年後見制度利用支援会議	法人後見受任審査会
<ul style="list-style-type: none"> ・本人の状況に応じて適切な成年後見人等候補者を家庭裁判所に推薦 ・市民後見人や親族後見人を支援する後見人支援の取組を推進 ・権利擁護活動に係る相談事例について、専門的見地から助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会に対する成年後見人等候補者の受任要請を審査 ・社会福祉協議会の後見活動等（法人後見活動）における事例ごとの諸課題について、専門的見地から助言

エ 市民後見人養成及び支援業務

(ア) 市民後見人の活躍

市民後見人養成講座を修了し、活動経験を積まれた方の中から、事例に応じて成年後見人等候補者として推薦します。

(イ) 活動の場の提供

市民後見人養成講座修了生のうち希望者には、つくば市社会福祉協議会が実施する法人後見業務及び日常生活自立支援事業の各権利擁護活動（特に「見守り」に特化した活動）に従事いただく場を提供します。

※活動にあたり、代理人設定された利用者の預金口座を各金融機関窓口で取り扱うため、社会福祉協議会の臨時職員として雇用します。

(ウ) フォローアップ研修

市民後見人養成講座修了者を対象に、身上保護の見守り活動を行う上で、必要と考えられる知識の習得および情報交換の場を設けることで、個別援助技術の維持向上を図る。

実施時期（予定会場）等	内 容
第4四半期 （社会福祉協議会本部） ※参加者/ 修了生	2時間程度 ・個別援助技術の向上を目的とし、活動分野に関連する専門職を講師とした講義を受講する。

オ 後見人支援業務

後見人等活動が円滑に実施できるように、また、意思決定支援の際の課題整理と解決のために、「ウ 受任者調整支援業務」と連動した後見チーム体制の構築を支援します。

実施時期（予定会場）等	内 容
通期 （市役所） ※参加者/ 後見人等受 任者ほか	・後見人等就任時の事例引継ぎ ・被後見人等に対する支援者との打ち合わせ ・後見人等活動に際しての課題整理 ・利用支援会議員（専門職）によるアドバイス

カ 地域連携ネットワークの構築業務

(ア) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の開催協力

実施時期（予定会場）等	内 容
通期（年2回程度） （市役所） ※参加者/ 運営委員	・つくば市成年後見制度推進事業 事業計画及び事業報告について ・第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における各取り組みの進捗報告等

(イ) 関係機関や民間ネットワーク等による事例検討会への参加

実施時期（予定会場）等	内 容
通期（必要に応じて） （市役所ほか） ※参加者/ 専門員	各関係機関等による事例検討に際し、権利擁護分野の取り組み説明や事例中の課題分析・発表等

(2) 法人後見業務

ア 法人後見受任業務

後見業務は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人等となることにより、成年被後見人等の財産管理、身上保護を行い、その権利を擁護します。

実施時期（予定会場）等		内 容																						
通期(市内ほか)		令和6年12月末日現在の受任状況																						
認知症高齢者等				知的障害者等				精神障害者等				その他				延べ 件数								
後見	8	保佐	2	補助		後見	2	保佐		補助		後見	1	保佐	2	補助		後見		保佐		補助		15
終了	3	終了	1	終了		終了		終了		終了		終了		終了		終了		終了		終了		終了		4
<p>【実施体制】</p> <p>a 専門員／3名（常勤兼務3名）</p> <p>b 支援員／<u>20名</u>※（非常勤、月1回3時間程度の活動）</p>																								

※事例に応じて、後見監督人としても活動します。

※支援員数／前年度から継続12名+令和7年度新規8名（予定）

4 その他、権利擁護活動との連携

見守りから成年後見制度利用までの包括的な権利擁護サービス体系を構築するため、次の事業を実施する。

(1) 日常生活自立支援事業（茨城県社協事業、つくば市社協一部受託、第2種社会福祉事業）

認知症高齢者や知的障害・精神障害等で、判断能力が不十分な方を対象に、専門員や生活支援員により、利用者が自立した地域生活を送れるよう支援する。

実施時期（予定会場）等		内 容													
通期(原則、市内)		<p>【実施業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス利用援助（基本サービス） 日常的金銭管理サービス（付随サービス） 書類等の預かりサービス（付随サービス） <p>【契約者数、サービス料金】</p> <p>33名（令和6年12月末現在）</p> <p>（内訳）認知症高齢者7名、知的障害者7名、精神障害者19名</p> <p>利用料1,100円/時間（超過の場合、加算あり）</p>													
<p>※契約によるサービス提供</p> <p>※茨城県社協による審査あり</p>															

	<p>【実施体制】</p> <p>a 専門員／6名（常勤兼務5名、非常勤専従1名）</p> <p>b 支援員※／13名（非常勤、月1回3時間程度の活動）</p> <p>※つくば市社会福祉協議会が雇用し、茨城県社会福祉協議会に登録</p>
--	---

(2) あんしん生活支援サービス事業（つくば市社協事業）

認知症等のため判断能力が低下して生活に支障が生じた場合に備え、定期的に訪問や連絡を行う「見守り契約」、自分の財産管理やその他生活上の事務について委任する「財産管理契約」、亡くなった後のご本人の希望を実現する「死後事務委任契約」の3つの委任契約に加え、判断能力が低下した時に支援する「任意後見契約」をパッケージで提供する。

実施時期（予定会場）等	内 容
<p>通期 （市内ほか）</p> <p>※契約によるサービス提供</p> <p>※法人後見受任審査会による審査あり</p>	<p>【実施業務】</p> <p>委任契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り契約（任意後見契約と併用）による事務 ・財産管理契約による事務 ・死後事務委任契約による事務 <p>※公正証書遺言作成支援含む（遺言執行者就任あり）</p> <p>【契約者数、サービス料金】</p> <p>3名（令和6年12月末現在）</p> <p>契約手続き支援料 30,000円、以降 3,000円／月</p> <p>個別サービス利用料（直接支援分）時間 1,500円</p>